

本定例会に付議された議案件名

- 議案第55号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第56号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第58号 平成19年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成19年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第63号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 発議第4号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書について
- 請願第1号 後期高齢者医療制度の「来年4月実施の中止を求める」意見書の採択を求める請願
- 請願第2号 「最低保障年金制度の創設を求める意見書の採択」を求める請願
- 認定第1号 平成18年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成18年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成18年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成18年度宝達志水町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成18年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号 平成18年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 平成18年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について

平成19年12月14日（金曜日）

◎出席議員

1 番	萩 山 恭 子	9 番	北 本 俊 一
2 番	柴 田 捷	10 番	中 川 信 夫
3 番	津 田 勤	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治
8 番	守 田 幸 則		

◎欠席議員

4 番 中 谷 浩 之

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
副 町 長	中 江 映
収 入 役	齊 藤 喜久治
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情報推進室長	田 村 淳 一
企画財政課長	中 村 清 康
住 民 課 長	太 田 永 作
税 務 課 長	高 下 良 博
環境安全課長	高 松 守 成
健康福祉課長	柏 崎 三代治
農林水産課長	鍛 治 一 良
建 設 課 長	土 上 猛
上下水道課長	上 井 信 昭

学校教育課長 松田正晴
生涯学習課長 源大恵
会計課長 藤本和善
志雄病院事務局長 米谷勇喜

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第55号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第56号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第57号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第58号 平成19年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第59号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第60号 平成19年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第61号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第62号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第12 議案第63号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第64号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第65号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 請願第1号 後期高齢者医療制度の「来年4月実施の中止を求め

る」意見書の採択を求める請願

日程第16 請願第2号 「最低保障年金制度の創設を求める意見書の採択」を
求める請願

日程第17 議案に対する質疑

日程第18 町政一般についての質問

日程第19 決算特別委員会委員長報告

日程第20 委員長報告に対する質疑

日程第21 討 論

日程第22 採 決

日程第23 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（近岡義治君） ただいまから平成19年第4回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（近岡義治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、8番 守田幸則君、7番 林 一郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（近岡義治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの8日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（近岡義治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、老人会への補助についてから平成20年度商工業振興事業補助金の要望についてまでの要望・陳情等及びヌーサ市訪問報告書は、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成19年8月分から10月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎町長提出議案の上程・説明

○議長（近岡義治君） これより、本日町長から提出のありました議案第55号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）から議案第65号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

○町長（中野茂一君） 本日ここに、平成19年第4回宝達志水町議会定例会を御招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私とも御多忙の折にもかかわらず、御応招を賜り心からお礼を申し上げます。

初めに、悲しい事故の報告を申し上げなければなりません。

先月4日夕刻、杉野屋地内において、車による人身事故が発生し、お年寄りと小さい子供さんの2人のとうとい命が無残にも奪われてしまいました。この事故で一瞬にして大切な家族を奪われてしまった御遺族の心中を察すれば、まことに痛恨のきわみであり、心からお二人の御冥福をお祈りいたしますとともに、再びこのような痛ましい事故が起きぬよう、これまでも増して交通事故への注意を喚起してまいりたいと考えております。

なお、町民の皆様におかれましては、これから何かと気ぜわしい年の瀬、そして新年を迎えることから、交通事故に十分に気をつけていただきたいと思います。特に、車を運転される場合は、飲酒運転を絶対になさらぬようお願いいたしたいと思っております。

さて、ただいま、町では来年度の予算編成に取り組んでいるところであります。ところが、この作業、三位一体の改革による地方交付税や補助金の大幅な削減、そして景気の回復のおくれによる税収の伸び悩み、また、合併前後の積極財政により、基金が残りわずかになったことなどから、非常に困難をきわめております。

このことから、新年度予算については、このように非常に厳しい状況の中、財政の健全化を第一に考え、徹底した行財政改革の推進を念頭に、既存事業については聖域を設けず、ゼロベースからの見直しを図り、また、投資的経費については、真に必要なものを厳しく見きわめながら、身の丈に合った予算規模としていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そこで、この行財政改革についてであります。先般、今後の行財政改革において最も重要な課題の一つである公共施設の統廃合について、町公共施設統廃合検討委員会、町中学校施設整備検討委員会及び町保育所施設整備等検討委員会から答申をいただきました。それぞれの委員会には、町の現状をさまざまな観点からつぶさに検証され、統廃合の方針を打ち出されたことに、心から敬意をあらわしますとともに、議員各位におかれましては、このお忙しい中、何かと御尽力を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

今後、町ではこの答申に基づき、むだを省き、効率的な公共施設の配置運営を行うべく、重複・類似する施設にあつては積極的に統廃合を推進していく所存であります。その中で、中学校、保育所、そして庁舎の統廃合については、特に慎重に取り組んでいかなければならないと考えております。

まず、2つの中学校については、早急に統合整備計画を整え、1校に新設統合する必要があること。保育所については、施設の改修・改築を踏まえ、段階的に統廃合を進め、最終的には4つの保育所に統合すること。

また、庁舎につきましては、庁舎機能の大部分を一方にまとめ本所とし、もう一方の庁舎の規模を縮小し、住民に直結した窓口サービスのみを提供する支所とすることというものであります。

また、これら以外の施設につきましても、それぞれ計画を立てて町民の皆さんに十分に周知し、御理解と御協力をいただきながら、積極的に統廃合を進めたいと考えております。

なお、統廃合を進めるに当たりましては、議会の御理解とお力添えがぜひとも必要でありますことから、今後とも議員各位の絶大なる御指導、御鞭撻を賜らんことをお願い申し上げます。

次に、かねてからの懸案事項でありました国道159号樋の川橋の改修事業が、このたび、関係機関の御尽力により、本年度中にも事業に着手する運びとなりましたことを、あわせて御報告申し上げます。

それでは、今定例会に御提案いたします平成19年度予算補正に関する議案7件、条例の制定及び改正に関する議案4件について、順次御説明申し上げます。

まず、議案第55号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,425万3,000円を追加し、それ

ぞれ総額を71億2,713万4,000円とするものであります。

その内訳といたしまして、歳出予算では、まず、人件費全般にわたって人事院勧告に準拠した給与改定及び人事異動に伴う所要額を更正するものであります。また、事業が完了したものに付きましては、精算を行うものであります。

次に、新たに予算計上いたします主なものといたしましては、総務費では、志雄庁舎の地下タンク送油管の取りかえなどの庁舎の修繕に要する経費、新交通政策推進事業として、一般生活バス路線の能登西部バス羽昨線の赤字補填に係る負担金、また、来年度予定をしております個人町県民税及び固定資産税に係る前納報奨金制度の廃止を周知するための経費をそれぞれ追加するものであります。

民生費では、心身障害者医療給付については、給付見込みにより、また、障害者自立支援給付及び自立支援医療については、利用者や対象者の増加により、そして管外保育については、利用者の増加などにより、それぞれに係る所要の経費を追加するものであります。

衛生費では、公立羽昨病院負担金が確定したことを受け、所要の経費を追加するものであります。

農林水産業費では、JAはくい押水花木部会の機械導入に要する経費、県営ほ場整備事業の志雄工区、北大海工区に対する県補助金の交付決定に伴う経費、及び山村広場の遊具設置に要する経費をそれぞれ追加するものであります。

消防費では、日本消防協会の助成により、町婦人消防隊のはっぴ及び軽可搬消防ポンプ購入に要する経費を追加するものであります。

教育費では、中学校において要・準要保護認定生徒数の増加に伴う経費、白虎山公園の遊具設置に要する経費、そして蓮華山相撲場の修繕及び押水弓道場の安土幕購入に要する経費をそれぞれ追加するものであります。

公債費では、公的資金補償金免除による繰上償還に係る経費を計上いたしております。

以上、歳出予算の主な内容であります。

一方、財源となります歳入予算では、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び町債をもって充てるものであります。

次に、議案第56号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,380万1,000円を追加し、それぞれの総額を16億2,061万4,000円とするものであります。

この内訳といたしまして、歳出予算につきましては、療養給付費の伸びによる退職被保険者療養給付費等、及び平成18年度療養給付負担金の確定に伴う返納金を追加するものであります。

歳入予算につきましては、療養給付費交付金及び平成18年度繰越金をもって充てるものであります。

次に、議案第57号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万5,000円を追加し、それぞれ総額を13億5,366万4,000円とするものであります。

その内訳といたしまして、歳出予算につきましては、人事院勧告に準拠する給与改定及び人事異動に伴う職員人件費を追加するものであります。

歳入予算につきましては、一般会計繰入金をもって充てるものであります。

次に、議案第58号 平成19年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380万円を減額し、それぞれ総額を6,282万円とするものであります。

その内訳といたしまして、歳出予算につきましては、常勤医師の退職に伴う職員人件費等を減額し、新たに嘱託医師採用に係る報酬を追加するものであります。

歳入予算につきましては、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第59号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ533万6,000円を追加し、それぞれの総額を9,610万8,000円とするものであります。

その内訳といたしまして、歳出予算につきましては、人事院勧告に準拠する給与改定及び人事異動に伴う職員人件費、そして電柱移設に伴うケーブル配線の架けかえに要する経費、及びさくらチャンネルの今後の番組制作を充実するため、番組編集用機器の補充に要する経費を追加するものであります。

歳入予算につきましては、一般会計繰入金をもって充てるものであります。

次に、議案第60号 平成19年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、収益的支出では、人事院勧告に準拠し、職員人件費として190万円を追加するものであります。

また、資本的支出では、公的資金補償免除繰上償還制度に基づく繰上償還のため、3,247万1,000円を追加するものであります。

次に、議案第61号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

これにつきましても、人事院勧告に準拠する給与改定及び企業債の一部繰上償還金のための追加であり、収益的支出では21万4,000円を追加し、その総額を6億5,159万円とし、また、資本的収入では3,110万円を追加し、その総額を9億543万1,000円に、資本的支出では3,438万5,000円を追加し、その総額を11億7,259万1,000円とするものであります。

続いて、議案第62号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

今回、郵政民営化に伴い、関係条例を整備するもので、政治倫理の確立のため、宝達志水町長の資産の公開に関する条例、町印鑑条例、そして町税条例及び町手数料条例の一部についてそれぞれ改正するものであります。

次に、議案第63号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、平成19年度の人事院勧告に準拠し給与条例を改正するもので、その内容といたしましては、給料表の1級から3級について、月例給を0.21%引き上げ、扶養手当につきましては、扶養親族1人につき6,500円に、勤勉手当につきましては、その割合を民間の支給割合に見合うよう0.05カ月引き上げ、年1.5カ月とするものであります。

次に、議案第64号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、個人町県民税及び固定資産税に係る前納報奨金制度について、その制度の所期の目的が達成されたと判断できますことから、新年度からこれを廃止したいとするものでありますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、議案第65号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、財団法人宝達志水町施設管理公社の解散に伴い、公社所有の押水総合体育館及び武道館が町へ寄附されたことを受け、今回、条例を整備するものであります。

以上、議案の提案理由の説明を申し上げましたが、議員各位におかれましては何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終

わります。

○議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎質 疑

○議長（近岡義治君） ここで、議案第55号から議案第65号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎一般質問

○議長（近岡義治君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

○2番（柴田 捷君） 私は、平成19年第4回定例会を迎えるに当たり、20年度の予算編成について中野町長にお尋ねしたいと思います。

本町の財政状況は、国が進める地方分権のもと、三位一体改革が一層推進されたことにより、殊のほか厳しいものになっているようであります。町長は、常々、ここ3年が我慢のときであり、今がまさにまちづくりの正念場である、来年度予算編成に当たっては、歳出を一律15%カットしても、なお約4億円の歳出削減が必要と言われているようであります。

そこでまず、予算編成に当たってどのような基本方針で臨まれるのかをお尋ねしたいと思います。

次に、財政状況が厳しいことは承知いたしておりますが、このような中にありましても、今年3月に策定されました第1次宝達志水町総合計画に基づき、将来に夢をつなぐ新しいまちづくりに向けた取り組みも必要ではないかと思っておるわけであります。

そこで、次の3点について、お考えをお尋ねしたいと思います。

1点目は、学校教育の食育環境の推進についてであります。

文部科学省は、学校給食法を改正し、小中学校で実施されている給食をめぐり、主な目的を、従来の栄養改善から食育重視に転換する方針を決めたと報道がされております。主なポイントは、食の大切さや文化、栄養のバランスなどを学び、地元の食材を活用し、生産現場での体験等を通じて郷土への愛着を育てるとなっております。

食育環境を推進するには、まず、学校給食施設の整備に取り組むことが重要であります。本町における小学校の給食棟の整備につきましては、5校のうち3校が整備されておりますが、残る2校の整備計画について、どのようにお考えなのでしょうか。

また、小中学校における地元の食材を活用する地産地消については、地元根差した食育を推進する観点から、極めて重要な事項であり、これらについて現状と課題、さらには対策につきまして、どのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

2点目は、生活基盤であります下水道整備についてであります。

そこで、質問に入る前に、少し言葉の意味について簡単に御説明したいと思います。

まず、下水道ですが、公共下水道、農業集落排水施設及び戸別合併浄化槽事業の3つがございます。これを合わせて下水道というふういたします。次に、普及率であります、その地区に住んでいる全体の人口のうち、どのくらいの人が下水道を使えるようになったかを示す割合のことで、具体的に申しますと、水道の本管が布設され、どれだけの人が接続できる状態になったかをあらわす割合であります。加入率であります、下水道の本管にどれだけの人が接続したかを示す割合のことであります。

それでは、質問に入りたいと思います。

下水道事業は、健康で快適な暮らしや生活環境を守り、農業用水、生活用水などの公共用水や河川の水質を改善し、若者が定住する地域づくりの観点からも、早期に整備することが求められております。

当町における普及率は、石川県のホームページによりますと、平成18年度末で79.8%と県内平均を4%下回っているようであります。一方、加入状況は、押水地域に比べると志雄地域が思わしくないようであり、中でも下水道の集合処理施設の計画がない中山間地は、整備のおくれが目立っているようであります。

少子高齢化や過疎化が進み、将来に生活の不安を抱えている世帯もあるとは思いますが、加入状況のおくれの一因が、町政の取り組みに問題があったとなつてはならないと思うところであります。下水道の必要性や費用負担の軽減措置など、下水道に対する住民の意識を次第に高めながら、いかに加入率を向上するかが町政の重要な責務であると思っております。

わけであります。

下水道事業は、独立採算制のもとで運営されていることから、加入状況によっては下水道料金の値上げにつながっていくんじゃないかと心配をしているところでもあります。下水道事業のあり方と加入促進、拡大に向けた取り組みについて、どのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

3点目は、行財政改革であります。

町の行財政改革実施計画は、今さら申し上げるまでもなく、国の三位一体改革の推進により、住民の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の実践を目指し、平成18年度からの取り組みであります。

この取り組みは、さきの定例会でも述べましたが、いかに実施をし、その結果をもとに修正・見直しをし、実効を上げていくことが重要であると考えております。実施後の3年目を迎えます平成20年度は、改革の中間点であり、大綱の見直し年度でもあります。より果敢に、しかも積極的な取り組みが求められている重要な年度であると思っております。

そこで、私は2項目に絞ってお尋ねいたしたいと思います。

厳しい財政状況を乗り切るには、より一層の町政運営のスリム化が必要と思うわけがあります。そのためには、適切な人員配置と職員の育成が急務であり、あわせてむだのない正確で効率的な事務処理への見直し、事務の簡素化、思い切った課の再編や統合、組織を超えたプロジェクトチームの編成など、人員の有効活用と、組織を活性化し、住民のニーズに対応できる体制づくりが求められていると思っております。この点について、どのようにお考えなのかをお尋ねいたしたいと思います。

次に、公共施設の統廃合についてであります。

さきの全員協議会におきまして、公共施設統廃合推進計画に関する答申が報告されたところでございます。答申の実施に当たりまして、住民サービスの低下に直結するのではないかと懸念から、総論賛成、各論反対の論議になりかねない難しい問題ではありますが、どのように取り組まれるのかをお尋ねし、私の一般質問を終わります。

○議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

○町長（中野茂一君） 2番 柴田議員の質問にお答えいたします。

多くの質問でございましたが、簡潔に御答弁をさせていただきます。

まず、予算編成に当たっての基本的な考え方でございますけれども、先ほどの提案説明

の中でも申し上げたとおり、大変厳しい中での予算編成を強いられております。特に歳入にあつては、一般財源で考えております地方交付税、あるいはまた臨時財政対策債のいわゆる実質交付税が大きく減少するということが見込まれております。

歳出にあつては、引き続き増加が見込まれる公債費、あるいは扶助費のそういった影響が多額の財源不足を生むと考えております。

また、財政調整基金は、御存じのとおり、枯渇状況の中で予算編成も非常に困難をきわめております。財政再生団体に転落しかねない危機的な状況であるととらえております。

このように、非常に厳しい財政状況の中、平成20年度の予算編成の基本方針としては、第1次宝達志水町総合計画に掲げる政策を推進していくこととしておりますが、まずは財政の健全化を第一に優先し、財政再生団体にならないように回避をしていきたいと、こう考えております。それに向けて、財政基盤をしっかりと確立するためにも、行財政改革の趣旨にのっとり、徹底した行財政改革を推進していかなければならないと、こう考えております。

そのような中で、来年度の予算編成におきましては、既存事業についても聖域を設けず、ゼロベースからの見直しを図るとともに、投資的経費につきましては、今年度に引き続き大幅に抑制し、施策・事業の重点化を推進していきたいと、こう考えております。

また、歳入面にあつては、受益者負担増をも含むあらゆる財源確保を講じながら予算を編成していきたいと、こう考えております。

予算編成の上でも、総合計画の具現化に向けた政策についての3点の質問がありました。そのうちの1点の学校教育の中での食育環境の推進についての質問でございますが、知、徳、体のそれぞれ子供たちの基盤となるのは、やはり食であります。その食の意義と重要性を深く認識させ、心身ともに健やかな児童・生徒をはぐくむためには、食育環境を整備することが極めて重要なことであると考えております。

そのため、小学校に食堂棟を整備することにより、正しい食習慣を実践する態度や食事マナー、そして児童たちが一堂に会することによって一体感を養うなど、学校教育を生きた教材としてとらえることは、従来からの私の公約の一つでもあります。

また、国の学校給食法を大幅に改正し、実践的な食育を推進する動きを踏まえ、そして町総合計画の具現化として、本町のすべての小学校にぜひとも食堂棟を整えたいと思っております。しかし、財政面のことを十分に配慮しながら考えていかなければならないと考えておりますが、押水第一小学校と宝達小学校の食堂棟の整備計画については、重要な

課題であると認識しております。

このことから、厳しい財政状況を配慮しながら、できるだけ早い時期に整備が実施できるよう、最大限の努力を重ねていきたいと、こう考えております。

また、小学校の学校給食における地産地消の取り組みについての質問でございますが、本町の学校給食においては、従来から食材調達はできるだけ地元の納入業者としております。また、使用する農作物等についても、安全で安心な地元の食材を使用するよう委託業者を指導しているところであります。

現状といたしましては、野菜類では、例えば地元特産のチンゲンサイを100%使用するとか、あるいはまた地元の納入業者の協力を得て、タマネギ、大根、ジャガイモ等といったそれぞれの野菜やブドウ、イチジク、プラムといった果実類も地元産を優先的に使用いたしております。年々その地元産の使用量も増加傾向にあると聞いております。

しかし、学校給食においては、品質保証とやはり必要量の確保が絶対的に求められることから、他の食材において、県内産あるいは国内産も使用しております。

今後も引き続き、必要とする食材が地元生産者から円滑に納入されるよう、農林水産部局、あるいは納入業者である押水特産市場などと連携を深めて、地産地消の一層の推進に努めてまいりたいと、こう考えております。

2点目の生活基盤である下水道整備の推進につきましては、志雄地区が押水地区に比べておこなっているのではないかと。また、今後、志雄地区の下水道の加入拡大についてどのように取り組むのかとの問いであります。志雄地区が押水地区に比べて下水道の加入率が低いのは、志雄地区の下水道事業の開始が押水地区よりも10年近くおこなわれてスタートしたということ。その間、また高齢化が急激に進んだことや、あるいはまたバブルの崩壊に伴い、不景気が始まったことなどが少なからず影響していると思っております。

なお、この下水道の整備、特に志雄地区の中山間地域においては、費用対効果の面から、個々のお宅に浄化槽を設置することで対応しておりますが、これについても高齢化が著しいことや、補助対象20戸以上との条件から、思うように整備が進まないというのも現状であります。このような現状であります。今後、国・県に対して補助対象戸数引き下げの要望活動を強く行っていきたいと、こう考えております。

未加入者に対しては、下水道整備は私たちの生活や、あるいはまた社会活動から排出される汚水等を浄化・再生するシステムで、地球の水環境の中で重要な役割を果たしており、これにより私たちの生活環境が改善され、公共用水域が保全されていることなどから、い

かにこの事業が重要であるかについての説明を積極的に行い、理解を深めながら事業を推進していきたいと、こう考えております。

また、来年3月末より、樋川地区の一部供用開始に合わせ、少しでも早く下水道に加入していただけるよう、新たに合併浄化槽から下水道に切りかえられる一般世帯に対し、追加補助金を交付することを考えており、これらを含めて加入拡大等に取り組んでいきたいと考えております。

3点目の行財政改革についてでございます。

先にも申し上げたとおり、本町の財政状況は非常に厳しく、議員御指摘のように、町政運営のスリム化も一刻も早く取り組まなければならない大きな問題です。

本町では、行財政改革は平成18年度から取り組み、2年を経過しようとしております。来年度は、計画期の中間年に当たるわけでございます。これまでの取り組みは、合併直後でもあったことから、地域格差の解消に重点を置いてきた関係で、やや緩やかなものであったと思います。

しかし、この間、国が進める三位一体の改革により、地方交付税の削減が地方自治体の財政をさらに圧迫しております。財政運営の指標を見直し、一般会計の公債費に公営企業等への一般会計からの繰出金などを加えた、いわば連結決算の考え方を取り入れたことや、実質赤字が、市町村では10%以上の団体が早期是正措置として地方債の発行に許可が必要となるなど、来年度から今まで以上に厳しく、積極的な行財政改革に取り組まなければならない状況になってきております。

このことから、早急に大綱の進捗状況を検証するとともに、積極的に取り組むべく、大綱の見直しについても検討していかなければならないと考えております。

議員の御質問に、行財政改革の中でも人件費、組織・機構に関するものがございまして、具体的なこれらの内容につきましては、総務課長から答弁をさせますが、行財政改革は町職員の資質の向上や町の組織内の見直し、活性化だけではできるものではありません。

限られた財源で、多様化・高度化する町民ニーズにこたえるために、これまでのサービスを継続しつつ、新たなものを始めるといったやり方では、対応できなくなってきております。これからは、現在の内容を縮小し、あるいは事業そのものを廃止することも必要であると考えております。

そのためには、町執行部や議会を初め、町政に携わる者皆が足並みをそろえて、行財政改革に前向きに取り組む、町民の皆さん方の理解を得る努力をしていくことが最も必要と

考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。

また、行財政改革の最も重要な課題の一つであります公共施設統廃合の推進についてありますが、公共施設の統廃合の実施に際しては、町民の理解が必要であることから、町民にその趣旨を十分に説明し、理解と協力のもと取り組んでいかなければなりません。

具体的には、答申に基づき、平成20年度から平成26年度までの合併特例措置が終了する合併10年後を終期とした計画期間で実施していきたいと、こう考えております。その中でも、早急に実施できるものは、平成20年度当初から速やかに統廃合に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、中学校、保育所の統廃合推進計画に関しましては、特に莫大な経費が必要であることから、事業実施に当たりまして、できるだけ有利な国からの財政支援がある合併特例債等を活用し、財政状況を踏まえながら確実に実行していきたいと、こう考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、先ほどのそれぞれの質問につきましては、総務課長から詳細にまた御説明いたしますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（近岡義治君） 総務課長 北山茂夫君。

〔総務課長 北山茂夫君 登壇〕

○総務課長（北山茂夫君） それでは、2番 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目の適切な人員配置と職員の育成でございます。

まず、適正な人員配置につきましては、平成17年度に策定いたしました定員管理適正化計画において、病院職員を除いた職員総数を平成22年度までに19人削減し、その総数を201人にするというふうに明記いたしております。

そこで、計画の現在の進捗状況でございますが、計画策定後、勸奨によります退職者の増加により、27人の退職が現在見込まれているところでございます。それで、平成22年度末におけます職員数は、削減目標を8人上回る193人になるというふうに考えております。

また、本町におきましては、よく団塊の世代と言われております昭和22年から昭和24年生まれの職員が大変少ない現状でございます。そこで、その3年後の昭和27年生まれ以降の職員が大変多くいるということから、本町職員の大量退職の時期は、合併後10年間の後半、平成22年から平成26年までの5年間になるかというふうに考えております。この間に退職する職員数は、前半の倍以上となります60人を見込まれております。

そこで、今後も採用者を必要最小限に抑制しまして、職員数の削減を図ってまいりたい

というふうに考えております。

また、各課における職員の適正配置につきましては、今ほど申し上げました定員適正化計画のもと、その時々各課における事務事業量をよく勘案の上、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、職員の育成についてでございますが、多岐にわたる住民ニーズに適切におこたえするためにも、年々複雑化していく業務を適切に処理し、住民に最も適した行政サービスをすばやく提供できる能力が職員に求められております。

そこで、これまでも県市町村職員研修所での各種研修に職員を参加させるなど、実務知識の習得や能力の開発に努めているところでございます。

さらに、今後は、この研修をより実のあるものとし、実際の住民サービスの向上につなげるためにも、その能力や意欲並びに仕事の成果などを、より厳しく勤務評定に反映させることにより、職員のさらなるやる気を高めていきたいというふうに考えております。

第2点目の事務処理の見直し、事務の簡素化並びにプロジェクト編成などによる人員の有効活用についての御質問でございますが、今ほど申し上げましたように、近年、行政に対するニーズが多様化・複雑化してきております。

また、ガラス張りの行政運営を目指し、行政情報の積極的な公開が求められているところから、より正確で質の高い書類の作成が求められておまして、このため事務量そのものにつきましては、年々ふえ続けているのが現状でございます。そこで、政府では、電子自治体の推進により、事務処理方法の見直しとペーパーレスによる事務の簡素化を提唱いたしておりますが、まだまだ改革途中の感が否めないところでございます。

そこで、町といたしましては、これまでふえ続ける事務量をすばやく正確に処理するためにと、事務の電算化に取り組んできたところでございます。今ほど申し上げましたように、事務の簡素化の究極的な姿であります電子自治体の実現には、まだまだ時間がかかるところから、今後は事務の電算化に加えまして、例えば職員の給与計算といったような庶務的な定形業務にあつては、事務そのものを民間委託するといったような事務の合理化が必要ではないかと考えているところでございます。

また、プロジェクトチームの編成につきましては、これまでも幾つかの課にまたがるような大きな事業につきましては、プロジェクトチームを編成してきております。合併いたしました新町になってからは、まだいたしておりませんが、旧町時代はおののやっております。今後も必要に応じて編成してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願

いたします。

また、職員の意見交換と資質向上を目指した勉強会的なプロジェクトチームの編成につきましては、事務改善の手段の一つとして現在検討中でございますので、よろしくお願いいたします。

最後に、組織の活性化と意欲の醸成についてでございますが、このことにつきましては、現在2つに分かれております役場庁舎を初め、組織・機構の見直しや働きやすい職場環境の整備など、幾つかの視点があると思います。

しかし、いかに職場環境を整備し、適正な人員配置を行い、また、研修により職員としての資質を高めまして、そして事務合理化を推進いたしましても、職員の町職員としての自覚、そしてやる気がなければ組織の活性化はないというふうに考えております。

今、町では、職員の適材適所による適正配置の参考にと、年1回、職員から職務に対する自己申告書を徴集いたしております。そして、その中で、仕事でやりがいを感じるのはどんなときかと尋ねましたら、「自分が行っている仕事への適正な評価」と「成果に合った処遇があったとき」という意見が数多くありました。

そこで、今後の人事におきましては、これまで色濃く残っておりました年功序列的な人事制度を改めまして、個人の能力や意欲並びに仕事の成果などをより厳しく査定評価し、昇給・昇格時において適切に反映することによりまして、職員のさらなるやる気と競争意識を高め、より住民ニーズに対応できる体制にしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、新年度以降におけます具体的な組織の変更につきましては、新年度予算の編成過程と並行し、その事務量を勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（近岡義治君） 2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

○2番（柴田 捷君） 今ほど、町長から非常に詳細に御答弁いただきました。ありがとうございました。

ただ、1点だけ、ぜひお願いをしておきたいと思います。

下水道事業につきましては、今答弁の中にもございましたけれども、樋川地区の下水道工事がなされております。ぜひ、樋川地区も含めまして加入率をぜひ向上していただいて、

経営の安定化に努めていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（近岡義治君） 次に、9番 北本俊一君。

〔9番 北本俊一君 登壇〕

○9番（北本俊一君） 貴重な時間をいただきまして、私は3点について質問させていただきます。

先ほど、柴田議員と重複する点がございしますが、御了承いただきたいと思っております。また、重なる点だけは答弁を控えていただきたいと、このように思っております。

先般、政府・与党は、地方の疲弊した実態にかんがみ、ようやく地方への配慮から法人事業税の一部を都市部から地方に再配分する方向でまとめたことは、御承知のことです。このことで地方が再生する内容とは言いがたいものがあり、ますます地方自治体の格差が広がるものと思われております。

このような状況から、来年度に向けた町政運営にかかわる点について、町長並びに関係課長にお伺ひいたします。

まず、1点目として、平成20年度予算についてお尋ねいたします。

現在、新町発足から4年目に当たる予算編成に日々取り組んでおられるものと思ひます。町財政は、国の三位一体改革に伴う地方交付税の減額や公債費の増大など、厳しい状況にあり、予算編成に苦慮されていることと推測いたします。

さて、ここで合併当時のことを振り返りますと、「町民サービスは高く、負担は低く」との理念のもとで合併がなされました。町長御自身も宝達志水町イズムを提唱し、町民が将来に夢を持ちながら、安心して生活していけるまち、若者が行き交う活気に満ちたまちを目指すとっておられます。まさに、町民は常に輝かしい事柄ばかりを望むものではなく、だれもが安心して住みやすさを実感できるまちづくりを切望しているものと思っております。

当時、合併にかかわった私としても、町長にはぜひともこの理念を持ち、多くの町民が期待申し上げていることを御承知願ひたいと思ひます。申し上げるまでもなく、町民のさまざまな声や意見を、さらに将来のまちづくりの展望に立ち、予算編成に当たっているものと思ひます。

このことから、まず、来年度の予算規模の見通しをお聞きいたします。あわせて、予算規模の決定に当たっては、実行すべき事柄の積み重ねにより決まるものと思っております。

が、その中で大きな要因となるものはどのようなものなのか。もし具体例があれば示し、お答えいただきたいと思います。

第2点目として、町民サービスについてお尋ねいたします。

まず、サービスという言葉が辞書で引くと、相手方の時間及び手間を肩がわりする行為、さらに売り買いなどをした際、形として残らぬが、相手に効用や満足を与えるものとして書かれています。このことから、町民に効用や満足を与えてこそサービスであり、効用や満足を与えない行為はサービスではないと言えるのではないのでしょうか。折しも、町長御自身も、行政は最大のサービス産業であるとおっしゃっております。

さて、サービスの度合いを判断するには、人それぞれの受け方があり、厳しい点ではあるが、ここに1つのデータがあります。

昨年、町総合計画の策定に当たり実施された町民アンケートによれば、上下水道や幹線道路、都市基盤と健康づくりを初めとする保健の満足度が高いものの、農林水産業、商工業及び企業誘致を初めとする産業振興とまちづくりの満足度が低いとの結果が出ております。

また、アンケートの総合評価では、回答者の約30%が何らかの不満を抱いているとの結果が出ており、このアンケート調査の結果などを踏まえ、現在、町民の満足度はどの程度あると実感されておられるか、町長にお聞きします。満足するならば、町民の不満と思える点が、来年度予算に少なからず反映するものと理解しております。いかがでしょうか。

一方、全庁一丸となり、サービス向上に全力を尽くすべきであり、限られた財源の中で町政運営を図るため、節減が必要かと思えるが、今後町民サービスに具体的に影響が出てくるものと思われるのか。言いかえれば、新たに町民の負担が増大するのか。仮に負担が見込まれる場合、今後の町政運営に当たり、町民への十分な説明と理解が必要かと思われまます。これら対応の実行の上で、具体的な町民サービスへの影響をお聞かせください。

これに基づき解決しなければならない課題など、町の活性化のためには今ぜひとも実行しなければならない重点事業をお聞かせください。町長御自身の展望もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

最後に、少子化、人口減対策についてお尋ねいたします。

さきに厚生労働省から、平成18年度の合計特殊出生率、いわゆる15歳から49歳までの女性が生涯に産む子供の数が1.32人であると発表されております。国においては、平成元年、当時最低出生率を記録したことを契機に、よりエンゼルプランや大企業に行動計画策定を

義務づけるなど、少子化対策に取り組んできたところであります。

あわせて今回、新たな少子化対策を検討する政府の検討会議が、最終報告を近く発表すると新聞で報じております。新聞報道によれば、仕事と子育てを両立できる社会基盤づくりのため、国、地方自治体が共同で効果的な財政投資が必要と記されております。制度の面においても、医療保険や雇用保険などを初め、現行の仕組みを見直し、さらなる体系化した包括的次世代育成支援を構築する方針が出る模様であります。当町においても、現在、少子化対策及び子育て支援が講じられているが、さらなる支援が必要かと思っております。

さて、当町の近年の出生数は、毎年100名未満を推移し、この状況が進行すれば急速な高齢化を招き、町政運営に大きな影響を与えるものであり、全庁的な取り組みが必要と思っております。

さらに、新町発足時、当時の人口は約1万6,000人余りであったものが、先月末には1万5,500人余りで、約2年半で2.8%も減少していると聞いております。この結果、当町の高齢化率は実に27%近くに迫り、人口減少とともに若者の定住対策が大きな課題と思っております。これからは、まさに当町の存亡にかかわる問題であり、危機感を抱いているのは私1人ではないと思っております。

以上を踏まえ、町長初め関係課長に今後取り組むべき具体策をお聞きし、私の一般質問を終わります。

○議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

○町長（中野茂一君） それでは、北本議員の御質問にお答えいたします。

まず、一般会計の来年度の予算規模はどの程度を考えているかとの質問でございますが、平成20年度地方財政収支の仮試算によりますと、財政の見込みにつきましては、先ほども柴田議員の質問の中で述べましたが、一般財源ではやはり大幅に地方交付税、あるいはまた臨時財政対策債のいわゆる実質的な交付税が減少すると見込まれております。

財源確保については大変厳しいと認識しておりますし、先ほども申したとおり、財政調整基金は底をついております。基金による財源手当ても十分にできないわけでございますので、一般会計の予算規模、現在、平成20年度の予算に向けて作業を進めているわけでございますが、19年度以下にせざるを得ない状況であると考えております。

なお、予算規模決定の要因につきましては、歳入の見通しを把握し、その中であって経常経費の見込み及び政策的経費などを勘案し、予算規模を決定しております。合併前後に

においては、合併関連の事業の遂行により、積極的な財政運営を行い、また、「サービスは高く、負担は低く」といった行政サービスの統一、あるいは格差の是正を図ってきたところであり、この積極財政による財源不足については、基金、町債をもって不足額を補ってきたところでもあります。

議員御指摘のとおり、合併当初、合併協議会の中で、それぞれ合併後の町の総合計画を策定してきたと思います。その中でも、やはり財政的な点につきましては、当初5年間は大変厳しいと。あるいはまた3年以後、それぞれ予算を組むのに大変厳しいという中でのまちづくり計画ではなかったかと思います。

そういう中で、積極的に財政運営をやってきたわけですので、やはり本町がしっかりとした形での財政を立て直すためには、今回の公共施設統廃合検討委員会が結論を示したように、それぞれ統廃合を行い、あるいはまた行財政改革を行っておるそれぞれの職員の適正配置、あるいはむだのない費用対効果を考えた投資をすることによって、最終的には合併のメリットが出てくるわけですので。

今、その過程だということをまず認識していただき、先ほど申したとおり、行財政改革につきましては私ども執行部、町職員努力します。もちろん、議員の皆さん方にも、町民の皆さん方に、ぜひこういったことについては周知していただき、御協力を賜るように御協力を賜りたいと思います。

私どもの努力につきましては、すぐに報われない努力もあるかと思いますが、努力にはむだはないと思いますので、公共施設統廃合を含めた行財政改革には最大限の努力を傾注していきたいと、こう述べさせていただきます。平成20年度の予算規模については、まだ精査中ですので、この程度で御理解を賜りたいと思います。

まず、なぜこういったことを申しますかと、多額の町債残高の町でございます。当然入ってくる歳入、「入りをはかりて出るを制す」という、すなわち出を制すという言葉があります。平成19年度はそういったことを踏まえて、大変厳しい予算編成をし、現在執行しているわけですので。

さらに、20年度はこれにも増して大変厳しい状況が続くと、こう予測しております。予算規模に大きく影響する投資的経費をさらに抑制しながら、財政の健全化を推進し、適正な予算規模を考慮する必要があると現在考えております。

特に町民の皆さん方のサービスの問題でございますが、一時的にやはり負担増につながり、あるいはまたサービスの低下につながるものがあるかと思いますが、物質的な

ものにやはり限度がございます。物質的なサービス以外にできる心のサービス、あるいはそれぞれのいろんなサービスもあると思いますので、十分に職員にも周知徹底しながら、町民の皆さん方にしっかりとサービスの向上につながるような行政を展開していきたいと、こう考えております。

また、御指摘のサービスの満足度についてでございますけれども、特にそれぞれ私どもが調査はしておりませんが、第1次宝達志水町総合計画策定時における町民アンケートによりますと、行政サービスの総合評価では、御指摘のとおり、高くない評価が出ております。合併時には「サービスは高く、負担は低く」といった行政サービスの統一を図ってきたところでございますが、町民の皆さん方には、サービスが高いもの、あるいはまた低いもの、それぞれ思いがあると思いますが、今後も町民の皆さん方のお声を聞きながら、より改善できるよう努力していきたいと思っております。

ただ、先ほど申したとおり、物質的な面につきましては、大変窮屈な中で財政運営をしているということでございますので、限られた中でのサービス向上に最大限の傾注を図っていききたいと、こう思っております。

また、総合計画における施策の着実な遂行、行政サービスにおける住民満足度の向上はもちろんのことでありますが、大変厳しい財政の中にあっては、町民の皆さん方にはこれまでの行政サービスを見直ししながら、真に行政がすべきサービスを行うこととし、また、適正な受益者負担の観点から、負担増をお願いすることも一部あると考えております。

なお、当面は、財政の健全化を第一に優先し、行政が行うべき必要な行政サービスの仕分けを進めなくてはならないと、こう考えております。

また、総合計画に掲げておりますソフト・ハードの両面から、町民の皆さん方がまさに必要とする行政サービス、いわゆる重要度の高い行政サービスの展開を図りつつ、学校施設の充実や保育所整備を図りたいと、こう考えております。

特に今、平成20年度にこれをという形での問いもあったかと思いますが、現在精査中でございますので、今、平成20年度に重点施策として何をやるのかということは、今定例会においては控えさせていただきたいと、こう思います。

次に、少子高齢化の問題でございます。人口減に関する質問でございます。

本町は、指摘のとおり、合併後の約3年間に500人を超える人口減があります。そのうち死亡者数が出生者数を200人も上回っており、まさに少子化の現象ではないかと思っております。15歳未満の人口が減り続けていることは、こういった少子化のあらわれであろうと、

改めて認識を強くしております。

そこで、少子化や人口減への対策として、町内の方に対し、町が保有する分譲宅地のな
お一層PRに努めるなど、地域の活力を維持するためにも、若者や地域住民に対して雇用
の場を提供できるよう、引き続き企業誘致等を積極的に進めていきたいと、こう考えてお
ります。

また、これ以外にもさまざまな対策に取り組んでいかなければなりません。その取り組
みを現在担当しているそれぞれの課長から、詳細についてまた御説明を申し上げますので、
よろしく願い申し上げまして私の答弁とさせていただきます。

○議長（近岡義治君） 住民課長 太田永作君。

〔住民課長 太田永作君 登壇〕

○住民課長（太田永作君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

まず、住民課の取り組みといたしまして、子育て支援施策を推進することで、子供を安
心して産み育てられるという観点から、町の少子化対策の重要課題として位置づけをして
おります。

その核として、昨年南部保育所内に開設した子育て支援センターでは、子育てに必要と
する情報の提供や育児相談など、家庭と地域の子育て力の向上に取り組んでおります。

また、核家族化が進み、子育てに不安を持つ親も多く、2年目に入り、各種子育て支援
事業をさらに充実させております。利用者も増加しており、登録者数は11月末現在で84名、
1日平均15名の親子が利用しております。月1回開催している子育て教室には、約20組、
40人の親子が参加しております。

また、さくらドーム内では、親子つどいの広場もスタートさせ、子育ての親と子が互い
に気軽に集い、交流できる場を提供しております。

このほか、ことしの7月からは保育ママ制度を導入いたしました。この制度は、保護者
の病気や急用など、一時的に家庭で保育することに支障がある子供を対象に、事前に町に
登録した保育ママが自宅等で保護者にかわって子供を保育するサービスであります。

さらに、保育所については、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保
育などを実施しているほか、石川県の事業であるマイ保育園制度のPR、充実を図り、来
年度からは研修を受けた保育士が子育てコーディネーターとして、未就学児の親子の支援
を実施していく予定にしております。

一方、経済的支援については、国の児童手当は、支給対象が平成18年度に小学校3年生

修了までが、小学校6年生修了までに引き上げられました。さらに、19年度からは、3歳未満児で第1子、第2子を持つ養育者に対する支給額が5,000円であったものを1万円に引き上げられております。町としては、若者等定住バックアップ事業の育児奨励金について、第3子以上に対し、1人につき月額1万円を満3歳まで支給しております。

これらソフト・ハード面から保護者、特に母親への支援を図ることから、安心して子育てができるような環境づくりをし、2人目、3人目を産んでいただくよう、なお一層子育て支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（近岡義治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

○健康福祉課長（柏崎三代治君） 北本議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、健康福祉課に関しましては、少子化対策には乳幼児医療給付事業、また、不妊治療支援事業及び母子保健事業があります。そういった中におきまして、まず、乳幼児医療給付事業につきましては、乳幼児に対する医療費の一部自己負担支払い額を全額助成するもので、対象者はゼロ歳から小学校3年生までであります。

また、次に、不妊治療支援事業についてでありますけれども、子供を産むことを望みながら、不妊症のために子供に恵まれない夫婦に対しまして、不妊治療に要する費用の一部を県と同様、助成をするものであります。

また、次に、母子保健事業についてでありますけれども、健康診査費用の負担軽減といたしまして、妊婦の健康診査のうち5回、また、乳幼児健康診査1カ月、4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳の全額助成をするものでございます。

また、育児の精神的不安の軽減といたしまして、新生児への家庭訪問、それと毎月1回の幼児相談事業、それと毎週2回、キッズスペースといたしまして、アステラスで行っておりますけれども、保護者等が集まって話をする場所、そういったものを提供しております。

また、そういったものに対しまして、年間を通して育児相談事業などを行っておるものでございます。またこれから本町におきましても、次世代を安心して産み、また、育てるための基盤の充実に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（近岡義治君） 9番 北本俊一君。

〔9番 北本俊一君 登壇〕

○9番（北本俊一君） 詳細な答弁がありましたけれども、平成20年度の予算編成に当たっては、1点だけお願いしたいことがあるんですけども、教育とかスポーツに対しては特段の御理解をいただいて、削減を控えていただきたい。やはり子供は町の財産、宝でありますので、そして宝達志水町はスポーツ推進の町ということもありますので、そのことをよく御理解をいただいて執行していただきたいなど、このように思っております。

それから、少子化、人口減についてでありますけれども、先ほどもちょっと中に入っていたと思うんですけども、当町の人口なんですけれども、平成17年には生まれた人が97人、そして亡くなる方が170人、18年度は生まれる人が92人、そして亡くなる方が196人、ということは自然減が年間大体100人ということになります。10年後には、簡単に計算しても1,000の方が亡くなる。それを考えていきますと、今歯どめしないと、これからの町の存亡はないと思います。

そのためには、いろんな政策・施策が必要であろうと思います。私も全協で一遍申したこともあると思うんですが、新築奨励金、今現在50万円ですか、あります。それを100万円、200万円、300万円でもいいんです、払ってよそから来ていただく。そうすれば、最低でも1戸当たり3人、4人ふえます。

それには、やはりいろんな条例をつけることが必要だと思うんですけども、土地公のあいている宅地がたくさんあります。そこで建てた場合は250万円、300万円だと。それ以外のところは200万円でも幾らでもいいんですけども、そうすることによって、やはり町の活性化、そしていろんなものが生まれてくると思います。さらには、その新しい家を建てる際には地元の建設業者を使って、下請も地元の業者、いろんな業者が入っています。そのことにより、大事なお金もまた戻ってきます。

そうすれば、いろんな波及効果が生まれますので、そのことをよく考えて、来年度からすぐ執行しろとは言いませんけれども、よく協議しながら人口減の歯どめに全力を尽くしていただきたいと、このように思います。

以上です。答弁は結構です。

○議長（近岡義治君） 次に、8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

○8番（守田幸則君） 私の方からは、まず初めに、地元商業振興施策について中野町長にお聞きをいたします。

近年、当町の商業を取り巻く環境は大きく変化をしており、特に平成6年には、現在の中能登町に平和堂アルプラザ鹿島店、さらには平成10年には、イオン、マックスバリュが羽咋市に進出し、今ではその周辺は郊外型ショッピングゾーンを形成し、現在でも当町近隣には次々と大型店が進出し、地元商業者に多大な影響を及ぼしているところであります。

商業統計などから、平成6年度には当町の小売業者数は447店舗でありましたが、平成18年度には、3分の1以下の134店舗までに減少し、その要因の一つには、規制緩和による大型店の進出であり、地元商店では売上高は減少、事業主の高齢化、後継者不足など、商業環境は大変厳しい状況に置かれております。

しかし、このような状況においても、地元商業者の方々は、必要な商品は地元購入を理念に創意工夫をし、スタンプ会のカードを利活用することにより、小売店の売り上げ増収を図っているところであります。

このスタンプ会は、押水地区では押水スタンプ会、志雄地区では志雄さくらカード会があり、両地区の会は商工会外部団体であります。押水地区においては、押水スタンプ会の運営を抜本的に見直し、昨年12月にスタンプシールを張る方法から、県内初で運営コストの安いQRコード方式のポンポンカード事業に取り組んだところ、加盟店が11店舗から3倍近くの31店舗となり、消費者からも大変好評だと聞いております。

また、去る7月6日には、岐阜県郡上市商工会白鳥支所からも、このカードについての視察研修に訪れられ、各種意見交換がなされて大変関心を持たれたとも伺っております。

このポンポンカードは、買い物500円ごとにスタンプ印が1個もらえ、60個で満点となり、500円の金券として加盟店で利用できます。QRスタンプは、携帯電話から各加盟店の情報も読み取ることができ、また、月3回の倍々カード押印するなど、各店舗でもいろいろな企画を考えて行っております。

志雄地区においては、平成8年に既存の2つのスタンプ会をポイントカードによる新組織を発足させ、現在24店舗加盟をしており、消費者は買い物100円ごとに1ポイント印字され、500ポイントで満点となり、加盟店で500円の金券として利用できます。

また、年3回、がらぼん抽選会を開催するなど、押水地区同様、各加盟店が負担をし、地域商業活性化に取り組んでおられます。

そこで、現在、加盟店しか利用できない両団体のこの満点カードを、特に消費購買力の町外流出防止、商業者への商業施策の一環として、町活性化と地域住民の福祉向上を図る上からも、町の上下水道料金、保育料などの公共料金の支払いや納税にも利用できれば、

町民にとっても大変便利であり、地域商業者の活性化につながると思います。

また、能登空港利用促進助成事業費の利用助成金などにおいても、逆に町がこのようなカードを発行できないか。そうすることにより、少しでも町内の商業者が元気を取り戻し、地域商業の活性化へとつながっていくと思いますし、町として取り組む考えがとおりかどうかお聞きをいたします。

次に、海岸保全対策についてお聞きいたします。

昭和40年代前半の今浜海岸から千里浜海岸まで、幅員が100メートル近くあり、波打ち際まで大変な距離がありました。40年代後半から能登有料道路の建設が進められ、能登への観光が大いに期待をされました。中でも、なぎさドライブウエーは、能登への重要な観光ルートとして全国に知られ、観光産業に大いに役立つと思われました。

能登有料道路が完成後は車社会が到来し、なぎさドライブウエーを走る車や海水浴に訪れる方々が多くなりました。しかし、なぎさは、ここ20年間で波打ち際から50メートル余り後退し、海岸侵食が深刻な時期を迎えてきております。

当然、なぎさドライブウエーの車道の確保は大変厳しい状況であり、海が荒れた日には通行どめとなることがしばしばあります。海岸は国有地であり、県が管理をしておりますが、具体的な対策が講じられていないように思われます。また、海岸は、漁業者の生活の場として確保しなければならないことは当然のことです。

こうした中で、海岸を保有する自治体である内灘町から羽咋市に至る1市6町において、平成11年1月に、河北・なぎさ千里浜海岸保全期成同盟会が、また、平成19年2月に、羽咋市及び本町において、千里浜海岸保全利活用推進協議会がそれぞれ設立され、海岸侵食に対する対応策の協議を重ね、国・県への要望活動を行い、また、先月11月17日には、千里浜海岸など、波打ち際を車で走行できる海岸のある3カ国の地元自治体代表が参加をし、「なぎさ国際シンポジウム」がコスモアイル羽咋で開かれ、各代表が侵食や観光との両立など、共通の課題を話し合い、互いに協力して人類共有の遺産として後世に引き継ぐことを共同宣言しております。

先日の議会全員協議会の中でも、「なぎさ国際シンポジウム」には1,000名を超える参加者があったとの報告がありました。町長は、シンポジウムで、車の走行できる3つの海岸のうち、一番最初に看板をおろさざるを得ないかもしれないと、海岸侵食の深刻さを訴えられました。私としても、そのようにならないためにも、一刻も早く対策を講じることが必要だと思います。国土の保全は、国民にとって大変重要なこと、もっと積極的に国・

県に対応策を要求すべきではないでしょうか。話し合いの協議ばかりでは、海岸侵食防止とはなりません。

そこで町長にお尋ねをいたします。

海岸侵食防止対策として、期成同盟会や協議会で協議されたことの進捗状況についてお聞きをいたします。

次に、この海岸で漁業を営む住民の方々がおられます。海岸侵食による国土保全対策について、漁業者の方々と話し合ったことがおありかどうか。あればその内容とその結果をお答え願います。

また、同盟会や協議会に参加する他の各自治体の状況はどうであったのかも、あわせてお尋ねをいたします。

3点目として、北川尻海岸から相見川下流までの侵食が特に著しく、中でも米出海岸はなぎさがなくなり、車両が通行できなくなっている箇所があります。漁業者は漁にも支障を来していると聞いております。現在、町として何か対応しているのか、また、海岸侵食地の復旧について、どのように考えておられるのかをお伺いいたします。明快な答弁をお願いし、私の質問を終わります。

○議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

○町長（中野茂一君） それでは、守田議員の質問にお答えいたします。

まず最初の、志雄・押水スタンプ会が使っているポイントカードを利用して公共料金の支払いができないかとの質問であります。現在、押水スタンプ会が発行しているポンポンカードは、500円ごとに1ポイント押印され、60ポイントで500円の商品券として利用できることになっております。

また、志雄さくらカード会が発行しているさくらカードにつきましては、100円ごとに1ポイント押印され、500ポイントで500円の商品券として利用できるものでありますが、地方自治法上、地方公共団体の歳入は現金で行うのが原則であり、ポイントカードや商品券については、現段階において利用できないものであるということを御認識いただきたいと思います。

ただし、例外的に、証券による方法が認められておりますが、これは直ちに現金にかえることができる小切手などの証券のみと限定されておりますので、あわせて御理解賜りたいと思います。

また、能登空港利用助成金を志雄・押水スタンプ会が扱っているポイントカードの発行で助成することができないかとの問いでございますが、現状では、能登空港を利用した町民から助成金の請求があったとき、片道搭乗者に対して2,000円、往復搭乗者に対しては4,000円、小人はそれぞれ規定する額の半額の助成金を交付しております。

しかし、この助成につきましては、助成金の交付もしくは地域商品券の交付をもって行っていることも町村もあることから、今後、町民の意向調査と、また、他市町の取り組みを調査研究してまいりたいと、こう考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、海岸保全対策についてであります。まず、第1点目の河北・なぎさ千里浜海岸保全期成同盟会の協議及び活動内容につきましては、この協議会は御存じのとおり、当時は1市6町、現在は市町村合併が進んだわけございまして、2市2町により、平成11年1月25日に設立し、以来、毎年県を初め関係機関に侵食防止対策の要望活動を続けてきたところであります。

また、こうした活動により、県において海岸工学の専門家や各種研究機関、あるいは関係市町を委員とした千里浜海岸保全対策検討委員会が平成17年8月に設立され、以後、検討委員会において精力的に協議を重ねた結果、このたび緊急的対策として、人口リーフ工法及び養浜工との併用により、侵食を軽減する方策が打ち出されました。ただし、人口リーフ工法の場合、検討委員会の附帯意見といたしまして、設置の前に1年程度、現地での漂砂方向調査及びモニタリング調査を実施することとなっております。

今後も、同盟会といたしましては、海岸保全のためにさらなる陳情・要望活動を実施していきたいと考えております。

次に、千里浜海岸保全利活用推進協議会の協議及び活動内容であります。この協議会は羽咋市と宝達志水町で、平成19年2月20日に、千里浜海岸の美しい自然の砂浜を後世に伝えるため、海岸環境の保全・利活用を目的として設立いたしました。

先般行われました「なぎさ国際シンポジウム」は、本年度、国から採択された全国都市再生モデル事業の一環として協議会が実施いたしましたものであります。このシンポジウムが多数の方々の参加をいただき、盛大に開催できましたことに深く感謝を申し上げたいと思います。

なお、シンポジウムの際にも申し上げましたが、千里浜海岸は、世界で3カ所しかない唯一、車が走行できる砂浜であり、大切な自然遺産であるとともに、観光地でもあるため、この侵食が大変気がかりな問題であります。

このことから、皆さんにもっと海岸保全の意識を高めていただく意味からも、今後も協議会といたしましては、一人ひとりで砂運動を初めとする各種事業を展開してまいりたいと考えておりますし、また、協議会として、さきに石川県の方へもこの海岸の保全対策を早急に講じていただきたいという提言も行っておりますし、さらに、これからもたびたびそういった提言活動を展開していきたいと、こう考えております。

養浜工及び漂砂方向調査の実施に伴い、実施時期及び施工内容・施工場所等についてのそれぞれ漁業者との話し合いを持ったかとの、あるいはまた、他の自治体との取り組みの状況はどうかとの質問であります。これらの問題につきましては、5月から7月にかけて3回、県の担当部局が漁業協同組合押水支所において、組合役員と打ち合わせをしておると聞いております。

その結果、養浜工につきましては、羽咋市の新保境から北川尻地内については、5月から11月末までは地びき網の時期でありますので、施工しないでほしい旨の意見があり、これも県が了解をしておると聞いております。

また、漂砂方向調査につきましては、施工内容や場所について組合役員に御理解をいただき、現在、相見川河口北側において実施中であります。

次に、他自治体の取り組み状況ですが、内灘町、かほく市につきましては、本町と違い、地びき網専門の漁師が少ないことから、現在は、かほく市を中心に人口リーフ工法による工事が進められております。

次に、3点目の米出から北川尻海岸までの侵食地の復旧についての町の考えはどの問いであります。

現在、県が相見川河口北側に矢板を設置し、漂砂方向調査を1年かけて実施しております。今後、その結果に基づき、人工リーフ工法が最適ということになれば、地元漁協と十分に協議し、検討してまいりたいと考えております。

なお、現在、米出海岸付近が車の走行ができない状況のため、県にお願いし、砂丘の方に漁業関係者が走行できるような仮設道路の敷設も計画しておりますので、あわせて御報告申し上げ、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（近岡義治君） 8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

○8番（守田幸則君） 地元商業振興施策については、景気が回復してきているというも

の、まだまだそのような兆しが見えず、この地域の事業者の方々は大変苦勞しておるといふことも聞いておりますし、今後もやはり行政、商工会、また逆にこういったスタンプ会の人方と話し合いをできる場をより多く設け、予算をかけなくても地域商業活性化につながることはないのかといふことを、知恵を出し合いながらやっていくことが必要と思ひますし、ひいては町の活性化にもつながっていくものと思ひております。

財政事情が厳しいときほど、事業者が少しでも元氣を出せる施策ができればと思ひますし、また、地方自治法上、現金が原則といふことであれば、これはいたし方がないといふこととなりますが、例えば、カードを即日商工会なりに持って行って現金化してもだめなのかといふような、いろいろなことも考えてみることも必要かなと思ひますし、役場職員が消費者のかわりに現金化してくるとかといふような、前向きなことも考えてやることによつて、いろいろな方々が少しでも元氣を出せるんじゃないかなと思ひます。

また、能登空港利用促進事業については、商品券といふことも検討していくといふ答弁であつたかなと思ひます。できれば前向きに、また御検討をなされていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

海岸保全対策については、現実に米出海岸のなぎさがもうなくなつておりますし、私もよくこの海岸には行きますが、ここ3年ぐらひであつといふ間になくなつたように思ひております。このよふなことを考えていくと、なぎさドライブウエーも非常に心配でありますし、将来的にはやはり、将来を担つていく子供たちもこの海岸で海水浴ができればなといふ思ひで質問をさせていただきましたので、今後とも積極的に働きかけをよろしくお願ひいたします。答弁は結構です。ありがとうございまして。

○議長（近岡義治君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

午後1時に再開します。

午後12時00分休憩

午後1時03分再開

○議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番 萩山恭子君。

〔1番 萩山恭子君 登壇〕

○1番（萩山恭子君） それでは、いじめの対策と心の教育について質問させていただきます。

文部科学省のまとめによる、2006年度に学校現場で把握されたいじめは、約12万5,000件に上り、昨年度の約2万件から約6倍以上も増加いたしておりました。小学校では6万件、中学校では5万1,000件、高校では1万4,000件でございます。いじめの実態があると回答したのは2万2,000校で、全体の55%でございます。

さて、石川県内は3,647件と、全国で4番目のいじめ実態を把握いたしております。前年度から25倍増加したことになります。昨年度より、状況把握と被害解消に積極的に取り組んだ結果の認知増なのかとも判断できますが、そう思いますとなおさらのこと、全国でいじめを認知していない学校が半数近くございますけれども、決していじめがなかったとの判断基準にするべきパーセントではないと存じます。

常にいじめはあるものとして構えているべきと存じます。なぜなら、被害を受けていても訴えない子がいるはずでございます。周囲や学校は理解してくれないと悲観し、無力感に陥って苦しんでいる子供たちの上がってこない状況も想定していかなければなりません。

また、携帯電話やパソコン普及により、ネットいじめが深刻化しております。本人の知らない間に悪口や、ありもしないデマが不特定多数に広まり、学校はもちろん外出もできなくなり、ましてや転校先にもネットにより情報を送信して、徹底的にいじめ続ける実態が明らかになっております。

私のよく知るお孫さんも、このネットいじめに遭い、現在休学いたしております。成績は常にトップで、社会問題にみずみずしい感性を持った中学3年の女の子です。税に関する思いや環境問題などの作文で優秀な賞をもらい、私も大いに刺激を受けておりました。いじめの子は、何事につけても、常に彼女の二番手の位置にいるのが気に入らなかったことと、家庭環境、境遇の差に対しねたみがあったことが原因でございました。

いじめの子は、いじめの原因があっついじめを始めます。しかし、今の話を例にいたしましても、いじめの原因は、むしろいじめの子の心のあり方そのものに病巣があるのではないかと私は思っております。

思春期になりますと自立心が芽生え、自己を確立したいという思いが強くなってまいります。ところが、昔と違って、今の子供たちは小さいときからいろんな情報のはんらんする中で大きくなってきているものですから、私たちが想像する以上に、社会の様子や大人の世界を甘受させられているように思えます。

ですから、自分と他人や、世間の違いから来る不平や不満、焦りや苦しみも想像以上に持っていることと思われれます。でも、経験からではなく、知識から来る甘受ですので、心

の方は未熟で深く掘り下げて自分や他人、世の中を解釈することができないように思います。もやもやした感情がそねみやねたみ、ひがみと変容していじめへと発展していきます。

もつとも、こうした感情は万人が持って生まれた感情であります。捨てよと言われても死ぬまでこの感情は我が身を離れません。大事なのは、大人できえ携えているこのような感情を、子供にだけ持つなと否定するのではなく、家庭や社会、教育環境においてそういった憤りを私たちはどういうふうに解消し、解決して生きてきたかということをはぐきを交えて話をしながら、深いところから考えることのできる心をはぐきでいかなければならないのではないかということでもあります。

また、反省すべき点は、そういった心の教育が、果たして家庭や教育環境の中で十分にはぐきでこられたかどうかということでございます。ある方が、平等といじめということについて、このような話をしてくださいました。

「人間はこの世に生まれた瞬間から、何ひとつ平等でないということが、すべての人間に平等に与えられて生まれてきたのであります。まず、このことわりをしかと受けとめてください。だからこそ、自分と同じ者は永遠に存在することはないのです。何ひとつ平等でないことが平等に与えられたからこそ、一人一人の命の存在力、個性、魅力ということがまた平等に与えられているのです。そこに生きる価値が生じてくるのです。すべての人間は、自分の存在価値を大いに誇りに思って、堂々と生きていいのです。求めるべきまことの平等は、他人に同じ条件を求めることでもなく、他人と同じにならねばならないことでもなく、平等に与えられた個性や魅力、存在価値を一人一人最大限に発揮して生きる権利においてであります。ですから、そういった意味で、社会や人間関係に堂々と主張をし、格差是正を求めていっていいのです。いじめは、まことの平等とはどういうことなのか、その縁に触れることなく育ってきた悲しい結果であります。いじめは、うっせきした不公平感がそねみ、ねたみ、ひがみとなり、自分のゆがんだ平等権利を獲得するために、結果として相手の生きるという平等権利を奪うという、ゆがんだ求め方であります」と話されました。

こういうことわりを理解させるところから、子供たちの心をはぐきでいく心の教育が今求められているのではないかと考えております。人間は平等に終生迷い、苦しみ、不安を持つような心を持って生まれてきているおかげで、なおさら支え合い、助け合い、慈しみ合うことが必要であり、そうやって生きることの喜びを身をもって味わってもらうために、この世に生まれてきたのだと私は思っております。また、それが人生の財産ではない

かと骨の髄から気づかせてもらうために、迷いや苦しみ、不安の心をもって、また生まれさせてもらったのではないかと、そんな思いもいたしております。

決して親を殺し、子を殺し、人様を殺し、また、いじめるために生まれてきたのではないということを、子供たちの心に刻み込んでいくのであればなりません。人間の持つ根本の迷いをしっかりと受けとめ、気づかせるとともに、それでも生きることの大切さは何であるのかを常日ごろ考えさせ、導いていく心の教育がこれからもっともっと必要であると存じます。

さて、そこで、教育長及び学校教育課長に質問をさせていただきます。

初めに、学校、教育委員会は常にいじめを認知し、実態を把握するに努力せねばならないと存じますが、今、町内の小中学校のいじめの実態はどのような状況か。そのような実態を、またどのように受けとめておられるのかということ。

次に、携帯やパソコンによるネットいじめが横行しておりますが、これに関しネットいじめ防止のため、生徒や保護者に向けて、これまで適切な話し合いや指導などの機会があったかどうかということ。

3点目は、いじめが認知されたとき、学校や教育委員会はどのような対応、解決を心がけておいでなのかということ。

4点目は、心の教育はいじめがあるなしにかかわらず、常に家庭、教育の現場で真剣に取り組むべき重要な課題と思われませんが、心の教育の取り組みに対して町長のお考えをお伺いいたします。

次に、地球温暖化防止活動について質問をさせていただきます。

第1次総合計画にうたわれておりますとおり、宝達志水町は豊かな自然環境を大切にしまちづくりを推進しておられます。私も、これまで一般質問には環境問題に関する事項、中山間地域の過疎問題、耕作放棄地対策、また、手入れ不足の森林整備、林道・作業路の整備について、地球温暖化防止に貢献できる作物づくりや環境保全に貢献できる企業誘致など、多く取り上げさせていただきました。

この1年を振り返ってみますと、まことに自然環境を整えるということが、いかに私たちの生活環境を整えるということに相通じていく道かということを実感しております。が、しかし、環境保全、地球温暖化問題について、どなたも関心はありましたでしょうけれども、これほど1年の間に地球が温暖化現象によって深刻な脅威にさらされると言われるほどの年になろうとは、どなたも実感できづらかったのではと思われてなりません。

しかし、環境異変は、この年の暖冬から始まっておりました。春になって思い出したかのように雪が降り、生態系が狂い、桜のほとんどがつぼみのまま咲かずに、そして異常な暑さの続く夏を迎えました。その間、3月25日は能登半島大震災が発生し、今度は新潟にも大地震が起こり、ほかにも至るところで地震が発生いたしました。世界の地震はもちろんのこと、大洪水、異常乾燥による森林大火災、大型台風の大発生、大干ばつ、大水害、言い挙げますと切りがございませんが、まことに深刻な年だったと存じます。

今でこそ、地球温暖化は人類の危機と国連が警鐘するほどの大重要課題となり、地球規模での取り組みに向けて会談が連日連夜報道されております。また、11月28日、経済産業省は、省エネの規制の対象を工場単位からオフィスや店舗、コンビニやファストフード店まで広げる省エネルギー法改正案を出しました。北陸企業においても、温室効果ガス削減に本腰を入れ始めたとの報道がありました。

石川県も、日常生活から出るCO₂削減のため、県民エコライフ大作戦を家庭や事業所、学校、各種団体などに呼びかけ、取り組んでおりますが、いま一つの状況でございます。取り組みの一つのマイバッグでの買い物が浸透していないとのことでございましたけれども、私もマイバッグで買い物をしておりますが、周囲を見渡しますと、残念なところ十分に浸透していないように見受けられます。

ところが、三重県伊勢市は、市内全域でスーパーのレジ袋有料化に踏み切ったところ、開始から1カ月でマイバッグの持参率が88.6%と、3倍にはね上がったとのことでした。また、富山県では、全域で来年4月からレジ袋が有料化になり、マイバッグの持参を啓発していくとのことでした。また、名古屋市緑区は、既にレジ袋有料化に踏み切っております。また、中能登町は、環境保護推進のため、地球温暖化防止推進協議会を先月11月に設立いたしました。また、白山市は、温室効果ガス削減に向けて環境条例を制定する考えを明らかにいたしました。

このように、各自治体では環境に対する関心を深め、意識の啓発に努めております。宝達志水町におきましても、当町ならではのアイデア、創意工夫をもってさらなる積極的な事業展開が待たれるところがございますけれども、そこで町長にお伺いいたします。

住民に対して、環境保護、エコライフに対する関心を深め、意識の啓発を行うことは重要な活動であると存じますが、同時に、行政自身も率先して住民とともに協働してできる独自のエコ活動を提案し、実践していくことも必要かと存じます。いかがでしょうか。

次に、もはや地球規模で人類の使命となりつつある地球温暖化防止活動でございますが、

CO₂削減に向けて、町独自の取り組みはぜひとも展開せねばならないと存じます。町政の具体的な提案をお示しください。

また、住民への情報発信源であるさくらチャンネルを通じて、当町の環境問題に関すること、例えば過疎化の進む集落の様子や、侵食しつつあるなぎさドライブウエーの実態や、管内の手入れ不足林の状態や、田地田畑の荒廃していく様子、不法投棄などを報道し、我が町にも環境問題が山積していることを視聴者に知ってもらい、関心を持たせ、エコライフ実践の啓発に活用することについてはどうお考えでしょうかということ。

最後に、また今後、環境問題に積極的に取り組むためには、事業者、民間団体、行政が一体となって取り組むことが大切と思われまます。この事業の重要性は万人が認めるところであります。組織を設立し、この事業の推進を図ることについてどうお考えでしょうかお伺いいたし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

○町長（中野茂一君） 1番 萩山議員の質問にお答えさせていただきます。

大変多くの中での質問ではなかったかと思えます。端的にお答えをさせていただきます。心の教育の問題についてであります。

私は、日ごろから、心の教育の問題については大変関心を持っております。心の教育の取り組みに関する全般的な質問でありましたが、究極的には、やはり心の教育の基礎は家庭にあると思えます。例えば、かつての「ならぬことは、ならぬものです」とする家庭の教えがあったように、人として絶対にやってはいけないこと、人として恥ずべきことなどの規範意識が家庭におけるしつけとして、まずは幼少年期から徹底して教え込む必要があるかと思っております。

その上に立って、現在、学校教育が行っている自然体験や、あるいは芸術鑑賞、ボランティアなどいろいろな心の教育推進事業があると思えます。これらを総合的に子供たちの心に教え込むことによって、心豊かな児童・生徒に成長していくものと思っております。心の教育の要諦すなわちかなめは、先ほど申したとおり、家庭教育を基盤とする規範意識の徹底にあるとするのが私の基本的な考えであります。

やはり人生を三角形に例えるならば、底辺、上に行くに従ってそれぞれ頂点に達するわけですが、基礎がしっかりしていなければ、いかなる教育をしても立派な人間には育たないと。その幼少年のころの家庭教育が最も大切だということを私は答弁させていただきた

と思います。その中で、後ほどまた教育長、あるいはまた学校教育課長がそれぞれの考え方を答弁すると思います。

次に、地球温暖化問題は、やはり御指摘のとおり、近年の異常気象等に見られるように、我々の生活基盤に深刻な影響を及ぼす重大な問題であるということも認識しております。この地球温暖化問題は、国レベルで論議がなされ、スケールの大きな問題である一方、一人一人がやはり実践できる省エネルギー活動を結集することで、解決への第一歩となり得る問題であると思います。

今後もやはりケーブルテレビ、あるいはまたホームページ、広報などを十分に活用しながら、地球温暖化防止に向けた啓発活動を実践していきたいと、こう考えております。しかし、行政から住民に対し、一方的な啓発を繰り返すだけでは、地球温暖化防止活動の実効性は上がらないとも言えることから、まずは、町みずからが温暖化防止に向けた活動を実践していくことが、もちろん必要だと考えております。

現在、町でもいろんな対策を講じているわけでございますけれども、一例を申し上げますと、現在、庁内の暖房温度を19℃に設定し、職員は暖かい服装をとることで、過度に暖房設備に頼らないウオームビズを実施しているほか、6月から9月までは庁内の冷房設定温度を28℃とし、男子職員はノーネクタイとするクールビズの実施など。

あるいはまた、ごみの分別排出による減量化、使用済み封筒の再利用、両面コピーの推進、受信用ファクスの使用済み用紙の裏面使用、あるいはまた昼休み時の庁舎内消灯による節電、そして押水庁舎や志雄、樋川小学校への太陽光発電設置の問題等、あるいは県環境政策課が実施する県民エコライフ大作戦への職員の参加など、地球温暖化防止に向けた取り組みを幾つか実施しております。

今後も実践可能と思われる施策について検討し、さらなる取り組みに努めてまいりたいと、こう考えております。

次に、地球温暖化防止推進協議会の組織の設立につきましては、御指摘のとおり、今後環境問題に対し、事業者、民間、各種団体、行政が一体となり、積極的に取り組んでいくことが必要不可欠であります。

そこで、町といたしましても、今後環境問題に取り組んでいく中で、町民、事業者、民間、各種団体、行政が協働し、問題の解決に向けての措置を協議し、実施する場としての協議会の設立を前向きに検討していきたいと、こう考えております。

なお、さくらチャンネルによる環境問題の啓発につきましては、情報推進室長に答弁さ

せますので、よろしくお願い申し上げます。それぞれ教育長、あるいは教育課長、そして情報推進室長から答弁をさせますので御了承賜りたいと思います。

○議長（近岡義治君） 教育長 田畑武正君。

〔教育長 田畑武正君 登壇〕

○教育長（田畑武正君） 萩山議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

いじめ対策に関しまして、3点ばかり御質問がございました。順次1番から私の方でお答えを申し上げたいと、このように存じます。

まず、1番目でございますが、町内の小中のいじめの実態はどのような状況か。その実態をどのように受けとめているかと、こういう御質問でございます。

いじめの問題は、議員御指摘のとおり、現下教育の重要課題でございます。本町7つの学校においては、文部科学省通知であります「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイント」や、また、石川県教委の「いじめ対応マニュアル」等を教典といたしまして、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るとこういう教育界の共通認識のもとで、学校長を中心に学校の全組織を挙げて取り組んでおるところでございます。

しかしながら、本町におきましても、小学校の方では起きておりませんが、ことしの4月1日から先般の12月10日まで、2つの中学校合計で7件のいじめがございました。いずれも現在は解決済みでございますが、今後とも早期発見と早期対応に心がけて、学校と町教委の連携を強め、保護者への説明を適切に行い、いじめの適正な処理に努めたい。また、いじめを起こさない教育を強化していきたい、このように考えておるところでございます。

次に、2点目として、ネットいじめに関しまして、ネットいじめ防止のための生徒や保護者に対して、これまでに適切な話し合いや指導などの機会があったかどうかという御質問でございます。

本町の小学校においては、ネットいじめはありません。中学校で携帯やパソコン等によるネットいじめが発生した場合には、学校は直ちに全校集会を開き、発生した内容を全校生徒に具体的に伝え、絶対に許せない行為であることを強力に指導するとともに、時には石川県警の専門官によるネット犯罪についての講話を生徒たちに聞かせ、犯罪につながる行為の重大性を認識させ、再発防止に努めておるところであります。

また、保護者に対しては、定期的に発行する学校だより、指導だより等で、家庭の指導と協力を呼びかけるとともに、毎年専門教師による「非行・被害防止講座」を開催し、最

近のネットいじめの情報を正確に伝えたり、話し合いや情報交換の場を設けて保護者の協力を呼びかけているところがございます。

最後に、第3点目ですが、いじめが認知されたとき、学校、教育委員会はどのような対応、解決を心がけているかという御質問でございます。

小中学校でいじめが認知されたときの対処方法については、先ほど申し上げた国や県の対応マニュアルをもとにして、いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得るものであるということを深く認識して、校長や教職員は危機意識を強め、早期発見・早期対応を旨とした取り組みに心がけておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、学校でいじめが認められた時点で、直ちに校長は町教委に報告し、町教委はいじめを受けた生徒の保護者の対応に、学校が遺漏がないよう指導することといたしております。同時に、いじめの詳細な内容について事実を把握して、校長が早々にいじめを受けた生徒の保護者に対し、状況説明をし、担任教諭とともに謝罪することとしております。そして、保護者の納得が得られた段階で、生徒のアフターケアについても保護者の了解のもと、指導を弾力的に行い、できるだけ早く立ち直れるよう学校全体で組織的に事に当たる体制をしいておるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（近岡義治君） 情報推進室長 田村淳一君。

〔情報推進室長 田村淳一君 登壇〕

○情報推進室長（田村淳一君） 萩山議員の御質問の、環境問題の啓発をさくらチャンネルで周知してはどうかとの御質問にお答えをいたします。

本町のケーブルテレビ自主放送番組さくらチャンネルは、議員御指摘のとおり、行政情報の発信、地域の話題など、町民の皆様への情報発信源であると認識をいたしております。近年、地球環境問題や地域における環境破壊がクローズアップされ、数多くの方々に関心を持っておられると認識をいたしております。

本町においても、自然環境保全のため、環境問題を初め不法投棄現場など、本町の状況を記録し報道することで、町民の皆様と情報の共有を図り、自然を大切にする心の醸成を図ってまいりたいと考えております。

また、関係各課と連携し、町民の皆様が環境に優しい活動や、環境問題に取り組む活動などを取り上げ、環境問題に対する理解を深めていただけるよう啓発をしてまいりたいと考えております。

なお、ケーブルテレビ加入促進の一環として、今後、各集落の行事・活動をさくらチャンネルで紹介するなど、町民の皆様にとって身近なケーブルテレビとなるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近岡義治君） 次に、7番 林 一郎君。

〔7番 林 一郎君 登壇〕

○7番（林 一郎君） 私は、保育所等への公共施設指定管理者制度の導入意向について、町長並びに担当課長に質問いたします。

去る10月25、26日の両日のわたり、教育厚生常任委員会で広島県安芸郡熊野町の指定管理者制度を導入している保育園の視察を行ったところでございます。

熊野町は、筆の生産、毛筆ですね筆の生産が全国一のシェアを占めている町でその名をはせています。人口は2万5,700人の町で、さきの平成の大合併においても合併せず、単独町政を施行しているとのことでございました。来年は町制90周年を迎える歴史のある町で、最近、若い世代の転入が目立ち、県下で一番の人口構造における子供の割合がある魅力があり、活気のある町であると私は見てきました。

熊野町の保育行政といたしまして、民間の幼稚園が4カ所と保育園が4カ所あり、そのうちの2カ所が民間で、残り2カ所が公立保育所で、現在、1カ所が指定管理者制度を導入しているとのことでございました。今後、残された1カ所についても、この制度の導入を検討する考えがある意向を示していました。

この指定管理者制度を導入するメリットとして、次の3点があるかと思います。

その第1に、民間のノウハウやアイデアを活用することによって、多様化する住民の保育ニーズに効果的・効率的に対応できる。

第2に、公募により選定することによって競争原理が働き、経費節減となる。

第3に、直営の場合は、職員採用、職員給与等の事務手続等に労力が要るが、運営管理委託すれば、それが一切解消される等の大きなメリットが考えられます。

そこで、当町においては、平成17年3月1日の合併時においてこの制度が条例化されているわけですが、宝達志水町行財政改革大綱には、公共施設の運営管理の見直しの項目の中で、指定管理者制度を公の施設についても導入し、順次管理委託を行うよう示してあります。

そういう現状を踏まえ、町は今後、保育所の統廃合を実施していくことであろうと思

ますが、指定管理者制度等の導入も検討し、民間業者等のノウハウやアイデアの活用により、保育サービスの向上を図っていくことが必要であると思うがいかがが。

また、その他の公共施設等についても、指定管理者制度の導入の意向があるのか、町長の考え方を伺います。

また、担当課長においては、現在の宝達志水町の保育士の状況はどのようになっているのか。また、当町において、そのような団体の打診があるのかどうか問いまして、私の質問を終わります。

○議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

○町長（中野茂一君） それでは、林議員の質問にお答えいたします。

まず、保育所への指定管理者制度の導入意向についてであります。議員御指摘のとおり、町行財政改革大綱の中に、公共施設等の管理運営については指定管理者制度を導入し、民間活力の活用を図るべきと示してあります。

このことから、保育所につきましては、適正な規模での保育を実施するため、積極的に統廃合を推進しながら、指定管理者制度の導入を検討し、民間活力を活用した効率的・効果的な保育所運営を図りたいと考えております。

具体的には、指定管理者制度または業務委託などを視野に入れ、検討し、議会や保護者はもとより、受け入れ側の同意を得て実施したいと、こう考えております。

次に、保育所以外の施設に関する指定管理者制度の導入についてであります。指定管理者による管理が望ましい施設、すなわち民間事業者が管理をすることによって、民間事業者が有する経営ノウハウにより、利用者へのサービスが向上し、あるいはコストが削減あるいはまた収入の増が期待できる施設については、今後十分に調査検討し、この制度導入の方向性を探ってまいりたいと、こう考えております。

また、その他の質問については、担当課長から答弁をいたしますので御理解賜りたいと思います。

○議長（近岡義治君） 住民課長 太田永作君。

〔住民課長 太田永作君 登壇〕

○住民課長（太田永作君） 林議員の、現在、当町の保育所で働いている保育士の状況はどうなっているかという問いにお答えをさせていただきます。

まず、保育士配置数でございますが、児童福祉施設最低基準に定めてある必要な数は十

分確保されております。ただ、御指摘の正規職員、臨時職員の状況でございますが、平成19年12月1日現在、給食調理員を除いて総勢91名の職員で対応しております。その内訳は、正規職員45名、臨時職員46名配置をしておりますが、特に保育業務には支障なく実施をしております。

次に、指定管理者制度をしたいという団体の打診でございますが、正式にはございません。しかし、町外で指定管理者制度を実施している団体から、当町にも指定管理者制度を実施する考えがあるかどうかということをお伺いしております。

以上、答弁といたします。

○議長（近岡義治君） 次に、3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

○3番（津田 勤君） 3番議員の津田です。

私は、2点について町長にお伺いします。

まず、1点目ですが、今後の志雄病院、押水クリニックのあり方についてお尋ねいたします。

平成20年4月1日からの志雄病院及び押水クリニックの医師の派遣状況をお伺いします。

また、今後、志雄病院と押水クリニック、近隣の公的病院、民間医療機関とのあり方についてお伺いします。

また、さきの総務常任委員会の視察研修の報告では、病院業務委託を推進し、経費削減などを実施すれば、健全な病院経営を行えるとございますが、本町においても今後、大幅な業務委託を取り入れる考えはあるのかお尋ねします。

続いて、2点目ですが、敷浪駅周辺の開発計画についてでございます。

この質問も、過去にもあり、町長のさきの宝達志水町の前の選挙のときの公約の一つでもあったように伺いますが、駅周辺の道路整備、駐車場や宅地造成などの開発計画はないのか。あればそれも含めてお伺いし、私の質問を終わります。

○議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

○町長（中野茂一君） 津田議員の質問にお答えいたします。

まず、志雄病院、押水クリニックの平成20年4月1日からの医師の派遣状況についての問いでございます。

まず、志雄病院の現状では、本年6月に金沢大学附属病院から派遣されていた常勤医師

の退職により、現在1名不足の状態となっております。しかし、今後、病院すなわち志雄病院、救急病院でございますが、これを維持していくためにも、医師を確保しなければならないことから、現在、鋭意、関連大学等へ医師派遣の要請を要望しております。引き続き強く要望して、めどをつけたいと考えております。

次に、押水クリニックの現況につきましては、本年6月に金沢医科大学から派遣されていた、これまた常勤医師の退職に伴い、後任医師を求めているところでありますが、研修医制度等により、医師の確保が非常に厳しい状況であります。現在のところ、金沢医科大学病院から月1回、金沢大学附属病院から週1回派遣をいただき、診療を行っている状況であります。

このことから、現在は金曜日を休診とせざるを得ない状況であり、医師の確保について関連大学病院等へ常勤医師の派遣を要望しているところであり、このように志雄病院、押水クリニックともに医師の確保が最重要課題でありますことから、私は、さきの県町長会でも県知事に要望するなど、事あるごとに国・県に対し要望しております。

2点目の志雄病院と押水クリニックの来年度以降の方針についてであります。まず、志雄病院は、町内唯一の有床医療機関として訪問看護、訪問リハビリ、救急医療体制の充実など地域医療を現在実践しているとともに、医療・保健に関する総合相談窓口や保健講座などの保健事業活動にも積極的に取り組んでいるところであります。

当院の経営環境は、医師不足等により一層厳しくなることが予測されますが、今後も地域における基幹病院として、地域住民に医療サービスを提供してまいりたいと、こう考えております。

また、押水クリニックにつきましては、現在、1日平均40人余りの患者があり、これまた地域住民にとって身近な、必要な診療所と考えられますことから、町公共施設統廃合検討委員会の答申も十分に考慮しながら、来年度以降も志雄病院との連携のもとで、地域住民のかかりつけ医として、現状の週4日の診療をできることなら週5日の診療体制に戻していきたいと。そのためには、医師の確保に十分に配慮していきたいと、こう考えております。

次に、敷浪駅周辺の開発計画についてであります。

まず、駅周辺の道路につきましては、国道から駅正面の道路は、県道で幅員も広く、問題はないと思っておりますが、駅から北側の町道荻島・敷浪線につきましては、通勤・通学の自転車及び自動車が時間帯によって大変混雑しております。また、西側が長者川であ

ることから、特に自転車の方に対し少し危険があるのではないかと考えております。

これにつきましては、地元集落からも再三要望されていることから、町といたしましても、できるだけ早い時期に早急に対応したいと考えておりますが、現在の財政状況を踏まえますと、町単独工事としては大変難しい状況にあるために、県当局の指導・協力を得ながら、国の補助金または交付金等の事業採択に向け、現在前向きに取り組んでいるということを御報告申し上げたいと考えております。

次に、駐車場や宅地造成であります。現在、敷浪駅駐車場につきましては、第1駐車場33台、第2駐車場38台、合計71台分の駐車スペースがあり、通勤者や駅利用者の方々が使用されております。

ただ、これまで駐車場に対する増設などといったニーズは特段なく、駐車スペースも余裕があることから、現状のままでも十分利用していただくと考えております。

また、宅地造成につきましては、合併後本町には完売していない宝達駅東部用地のほか、5カ所の住宅分譲地を保有しております。さらに、来年の1月15日から旧南部保育所跡地の分譲区画9区画を宅地分譲の受付開始を予定しております。

こういったことから、敷浪駅周辺での新たな宅地開発計画については、住民ニーズなど、今後の宅地需要があるならば、将来を見据えた検討が必要であります。現在のところそういった需要が見込まれないという観点から、宅地計画は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（近岡義治君） 3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

○3番（津田 勤君） 再質問させていただきます。

ここに院長先生はおいでないんですけれども、先ほどのうちの町の志雄病院と押水クリニックの関係はわかりましたが、例えば近隣の羽昨病院との医療的な関係についての連携等はどのようなお考えか、町長、副町長、わかる範囲で結構ですので、もしわかればお答え願います。

また、先ほどちらっと話したかもしれませんが、業務委託については今後どうするか。業務委託について、もしお考えがあればお聞かせください。お願いします。

○議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

○町長（中野茂一君） それでは、公立羽昨病院との関係でございますけれども、公立羽

昨病院も現在、病院のあり方について広域で検討中です。地域の中核病院として今後経営をしていくのか、それともまた現在のままでやっていくのかということは、理事会等で検討中でございますので。先日も桑名市の地域の核となるような病院へ視察に行ってきました。公立羽昨病院との問題は、現在、これからの検討課題ということで答弁をさせていただきたいと思います。

また、病院との業務委託につきましては、先ほどの林議員の答弁にもさせていただきました。それぞれの施設を十分に検討しながら、サービスの向上あるいはまた収益の増につながるような施設ならば、検討していきたいということでもありますので、病院もその施設の一つだとしてとらえていただきたいと思います。

終わります。

○議長（近岡義治君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下4点について一般質問いたします。

まず、1点目は、来年4月から施行される後期高齢者医療制度についてであります。

今、明らかにされている立場に立って、後期高齢者医療制度を一口で言うならば、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、保険料値上げか、それがいやなら医療の制限かという悪魔の選択に追い込んでいく制度だと考えております。高齢者を邪魔者扱いし、切り捨てるこの制度をうば捨て山と呼んだのは、元厚生労働省の局長で、現在大阪大学の教授をしている堤 修三さんという方でしたが、それ以後、一般新聞でも使われるキーワードになっております。

東京都の石原知事が、「結果として、貧しい高齢者が早く死ねということになっては決してならない」、こう言って、東京都として保険料引き下げのために一般財源の投入が進められようとしております。

全国の市町村の福祉課長や国保課長からは、「来年4月には反乱が起こる」、「80歳台、90歳台の人から、保険料の滞納を理由に保険証を取り上げてしまうなんてできない」などの声が次々に上がっております。ここには、政府の決めた悪法を現場で実行し、住民から真っ先に非難を受ける自治体の苦境と憤りがあらわれております。

地方議会でも同様の反発が広がっています。後期高齢者医療制度の凍結や見直しなどを求める地方議会の意見書は、先月11月4日現在で280自治体を超え、現在広がり続けてお

ります。

二、三の地方議会の様子を紹介しますと、福島県議会の国への意見書には、「高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な影響を及ぼすことは必至」だとして、全員一致で制度実施の凍結を求めました。和歌山県の御坊市では、自民党系と公明党の議員が、後期高齢者医療制度を「すべての高齢者に保険料負担を求め、診療報酬体系を別建てにして格差医療を押しつけ、保険料を払えない人から保険証を取り上げる」、そんな制度だと批判して、凍結・廃止を求める連判状を県選出の国会議員に提出する事態も起こっております。

医療を供給する側の団体も反発の声を上げています。医療を受ける側はどうでしょう。

ある老人クラブの会長が、自分の戦争体験に重ね合わせ、「これは私に再び爆弾を背負わせる制度だ」と、怒りを込めてこの制度実施の反対を主張しています。

また、ある高齢者は、「私たちは焼け野原だった日本を必死に働いて復興させた世代です。後期高齢者医療制度を知ったとき、その私たち高齢者が今、国から捨てられようとしていると思いました。本当にくやしい」と言って声を詰まらせておりました。

地方議会や自治体当局、そして医療を受ける側、供給する側がこぞって反対する後期高齢者医療制度はどんな制度なのか。町の認識をまず伺っていくものであります。

まず、保険料についてであります。

保険料は、年金から天引きされることは広く知られ、批判の一つになっています。また、2年ごとに保険料がどんどん確実に高くなっていくということも広く知られています。

では、後期高齢者医療制度の保険料の額についてであります。これはどうでしょうか。石川県の1人当たり国民健康保険税額が出ております。平成18年度では、1人当たりは7万4,455円です。ここには最高限度額、国民健康保険税の56万円、50万円以上、40万円と支払っている方々も含まれていることを見ても7万4,455円というのは大きいのであります。これよりも今度の後期高齢者医療制度の年間保険料額は多くなるのではないのでしょうか。

では、診療報酬はどうなるのか。具体的には示されておりませんが、しかし、10月4日には、厚生労働省は、後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子を出しております。また、11月2日の中央社会保険医療協議会の診療報酬基本問題小委員会で、診療報酬について包括払いという提案をしていることから見ても明らかなように、どうも75歳以上の高齢者には特別な診療報酬体系を持ち込んで、病院追い出しや医療の制限をすることを検討していることが見えます。だから、全国の地方議会が党派の違いを超えて騒いでいるのであります。

間違いないでしょうか。

次に、国民健康保険制度のもとで、何らかの理由で保険税を滞納した場合は、保険証を取り上げることができません。しかし、後期高齢者医療制度の場合はできるとされていることに間違いはありませんか。

また、11月4日現在、地方議会での凍結や見直しを求める意見書が提出されていることは紹介しましたが、それ以後はどうなったのか、御存じなら教えてください。また、日本医師会の見解も教えてください。

最後に、町長にお聞きするものでありますが、4月から実施されようとしているこの後期高齢者医療制度は、高齢者を医療の上で差別するだけでなく、ここ数年間で町の高齢者は、所得が変わらないのに税金や公共料金が大幅にふえているときに、医療保険の保険料も徴収または増額しようというのであります。後期高齢者医療制度がこのまま実施されるとしたら、大変な事態になるという認識ですが、町長の認識をお聞きするものであります。

次に、地震対策についてお聞きします。

今から約2年ほど前、2005年2月23日、衆議院の予算委員会で、神戸大学都市安全研究センターの石橋克彦教授が意見陳述をされました。

石橋教授の専門は地震テクトニクスで、地震の問題ではその分野の重鎮であります。9月議会では、私と執行部が地震の活動期という認識を一致させることができました。今回は、石橋教授の国会での意見陳述を紹介しながら、地震の被害についての認識を深め合いたいと思います。

石橋教授は国会で、日本列島の地震には活動期と静穏期、静かで穏やかな時期ですが、これがあるというのであります。日本の敗戦後の目覚ましい復興、それに続く高度経済成長など、日本の現在の発展がつけられてきたが、これはたまたまめぐり合わせた日本列島の地震活動の静穏期に合致していた。つまり、大地震に大きく洗礼されることなく、現在の日本の国家社会というのででき上がっており、基本的には地震に脆弱な面を持っていると述べておられました。

そして続けて、大げさでなく、人類がまだ見たこともないような、体験したこともないような震災が生ずる可能性が非常にあると述べておられます。私たちは、少なくとも身近な活断層を、この提起を受けて評価し、地震への備えを図る必要があると考えます。

そう思い、今月9日に、新潟大学の地球物理学の教授であります立石雅昭先生の邑知潟断層帯の見学会と懇談会に参加してまいりました。宝達志水町内を走る活断層には、北東

から南西に走る長さ44キロでマグニチュード7.6の地震を起こす可能性がある」と指摘される邑知潟断層帯を示されました。ここの地震はいつ起こってもおかしくないと見る必要がある、そう指摘されていました。この活断層の存在は、文科省の地震調査研究推進本部も認めている活断層であります。これは、七尾を出発地点に、国道159号線沿いをかほく市まで続きます。

また、まだ調査されていない活断層で、宝達志水町とは直接関係ありませんが、志賀原発の近傍に高浜断層や富来川南岸断層を紹介されていました。立石教授は、この活断層を北電にきちんと調査させることが大事で、そのデータを提供させ、住民が専門家の協力を仰ぎ、分析する必要があるとも述べておられました。

さて、活動期にある地震の災害から町民を守るために、活断層の位置をどう見るかが大事です。また、阪神大震災後、国は各県に対し、地震調査のための予算を大きく配分しておりますが、能登地域でこの調査の対象になった活断層はどこなのかお聞きします。

次に、原発震災についての可能性をどう受けとめているかということをお聞きするものであります。

実は、最初に紹介した石橋教授の国会での意見陳述は、原発震災についての警告が主なテーマの一つでありました。それは、普通、原発の事故というのは、単一要因故障といつてどこか一つが壊れる。その場合は、多重防護システムやバックアップシステム、安全装置が働いて大丈夫になるというふうにつくられているけれども、地震の場合は、複数の要因の故障でいろんなところが振動でやられるわけですから、それらが重なって安全装置そのものが地震で働かなくなる可能性が大きいと述べておられます。

志賀原発1号機と2号機が1年間稼働したら、広島型の原爆1,000発分以上の死の灰がたまると言われております。これが事故で飛散したら大変なことになるのは目に見えています。原発震災の可能性をどう受けとめておられるのかお聞きするものであります。

次に、地震の活動期は、大体35年から40年くらい続く、こう立石教授は話されています。あと20年から25年であります。ことし初めの能登沖地震では、3県の方々が半壊の被害を受けられました。しかし、いまだ大きな地震の大きな被害は、宝達志水町全域に経験されておられません。活動期に入ってから日本が体験した大きな地震の教訓を身につけておくことが重要です。町は大きな地震の緊急対策をどう評価しているか教えてください。

最後に、町長にお聞きしますが、備えあれば憂いなしの例えにあるように、啓蒙活動や災害訓練を初めとする地震対策を充実させることが重要であります。科学的に被害想定を

し、地震対策を地震の活動期に見合うものにしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、デマンドタクシー運行についてお聞きします。

12月4日、デマンドタクシー乗車人数調査資料が全協の場に提出されました。そして、支出している町費削減のために、タクシー乗車運賃の引き上げの可能性が示されました。しかし、私はこれだけの調査表だけで運賃を値上げしていいのかどうかという疑問があります。

今回質問するのは、利用者の立場に立ってデマンドタクシーの運行を考えることを目的にしたものであります。これには私が数日かけてタクシーの後を追い、利用状況を調べた結果も踏まえた上で質問するものであります。

まず、この制度の創設の位置づけ、原点についてお聞きするものであります。

次に、デマンドタクシーを利用されている方の要望についてお聞きします。

まず、デマンドタクシー制度が施行されて以来、そもそも利用者の要望調査が毎年、または適切にやられているのでしょうか。苦情の行くところはどこでしょうか。それを教えてください。

また、同じ地域に帰るのに、大型デマンドタクシーに同乗しないで、すいているのに乗らないで、小型のタクシーを頼まれる方もおられます。なぜだか御存じでしょうか。利用者に応じた運行サービスは、その都度、町が口を挟める関係にタクシー会社との間でなっているのでしょうか。それとも、運行の詳細は請負企業に任せ切りなのでしょうか、教えてください。

いつもではありませんが、病院などではデマンドタクシーが満車になり、あぶれる方もいました。また、診療時間が延びて乗れなくなった方々もおられました。そんなときには、運行ボランティアの活用などがあれば、高齢者の方々は助かるのにと感じましたが、ボランティア活用をなぜ図ろうとしないのでしょうか。運賃を全く取らない運送ボランティアは、道路運送法上は何の問題もないと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、町が業務委託しているタクシー会社のタクシーが、業務委託時間中は他のタクシー業務ができる契約、つまり、デマンドタクシーでやっている間、お客さんが入らなければほかの仕事ができる、そんな契約を町は交わしているのかどうかもお聞かせください。

また、デマンドタクシー利用者は、所得が少ないだけでなく、先ほども言うておりますが、ここ数年で税金が大幅にふえた高齢者であり、その利用目的は通院や買い物など、命

をつなぐための切実なものであります。町民と一緒にこの制度を守り、本当の意味での利用者の立場に立った運行を工夫し、利用料金をこれ以上値上げしない方向での運営が利用者からも求められると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、平成18年6月議会で議会決議された「官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議」についてであります。

決議は、町民の誤解を排除するためにも、公共工事にかかわる議員の企業は、町の公共事業には下請も孫請もしないということを、賛成多数で決議されたものであります。議員でありながら議会で決めたこの決議が破られれば、罰則規定はないものの、政治家として政治的責任を追及されてしかるべきものであります。

さて、議会での議員提案の決議ですから、本来なら議会で責任者を決め、その責任者が業者への説明責任を含め、決議実行責任を負うところではありますが、公共事業の発注元であるそれぞれの課において、また、町の入札責任者においては、この決議を受けての請負業者への説明などをされたということはおありでしょうか。

また、決議後1年半がたちます。決議された当初は、小さなもたつきも報告されていましたが、現在の決議遵守状況はいかがでしょうか。

最後に、この決議に関係する議員とその企業名を自主申告してほしいという町長答弁が以前ありました。もっともなことだと思いますが、その後町長に議会から何らかの自主申告などがあつたかどうかお聞きして終わるものであります。

○議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

○町長（中野茂一君） 小島議員の質問にお答えをいたします。

まず、後期高齢者制度に係る問いでございます。

さきの6月議会において、後期高齢者医療制度の充実が必要であると考えているところから、今後もこの制度の充実に向け、積極的に要請してまいりたいと考えておりますと答弁をさせていただいております。

この制度につきましては、厚生労働省からのリーフレット等には、「新しい制度でも、74歳までの方々と基本的には変わらず、必要な医療を受けることができます。高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みを導入し、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化を図り、高齢者の方々にふさわしい医療を目指します。」と記載されておりますところから、今後も状況の推移の中で、必要があれば制度の充実に向け、要請をしてい

きたいという考えは変わっておりません。

次に、地震対策の啓蒙活動でございますけれども、今年度、町では災害が発生した場合の対応策等を紹介したリーフレットを作成し、全世帯に配布しております。

その中で、地震発生直後から数日間におけるとるべき行動を示した内容を記載しておりますし、また、地震に対する備えもお示ししていましたが、能登半島地震の発生によって住民の地震への関心が高まる中、より多くの町民の方々が参加したいと思えるような防災訓練実施に向けて所要の予算を措置いたすとともに、今後区長、民生委員を対象とした研修会、ケーブルテレビ、ホームページ、広報などの媒体を活用した啓蒙活動などを通して、災害発生時に町民の行動力と助け合いの精神が発揮される、災害に強いまちづくりに努めたいと、こう考えております。

地震の問題につきましては、十分に私どもも町民に対して情報の提供と安全性の確保に取り組んでいく所存には変わりございません。これらの詳細につきましては、担当課長の方から答弁をさせます。御理解賜りたいと思います。

次に、デマンドタクシーの料金についてでございますが、現在、非常に厳しい財政状況もあり、多額の経費が伴うデマンドタクシー運営を維持するには、やはり受益者の負担の増額もやむを得ない状況にあるということをお示したわけでございます。

今後、この利用料金につきましては、町の地域交通会議で町民の方々からも意見をいただきながら、決めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、官工事の請負等に関する町議会議員の関与を排除する決議に関する質問でございますが、この決議に関する問題につきましては、私は、町議会の皆さん方がそれぞれ政治倫理の確立の上に立って、十分に遵守されておると信じております。

また、町発注の契約締結に関する決議をされたのも議会の皆さん方でありますので、議会からの報告はございませんが、それぞれ町民の負託に十分にこたえるべく対応をとっていただいているものと確信しております。

以上、報告させていただきます。

○議長（近岡義治君） 企画財政課長 中村清康君。

〔企画財政課長 中村清康君 登壇〕

○企画財政課長（中村清康君） 小島議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、デマンドタクシーの運行について、この制度の位置づけはどうかという御質問でございました。

デマンドタクシーの利用者のうち、92%の人が60歳以上の方です。高齢者などの交通弱者の足を確保することで、家に閉じこもりがちなお年寄りには安価な料金で気軽に外出ができ、人との交流もふえて健康増進にもつながるという考えをしていることから、このデマンドタクシーは福祉施策の一つとして位置づけをしておるところでございます。

次に、来年度に向けてのデマンドタクシーの運行の調査、利用者の意見の調査をしたかどうかということでございますが、住民ニーズを把握するために、平成17年8月に町内の65歳以上の方を対象にアンケート調査を行いました。それ以降は行っておりませんが、日ごろからは住民ニーズに常に耳を傾け、随時利用者からの要望に対しては、できる限り対応をしているところでございます。

次に、大型デマンドタクシーに乗らないという方がおられるというが、御存じかという御質問でございました。

大型デマンドタクシーに乗らないという方は、私これは直接小島議員に聞いたんですけども、タクシーステップが高くて乗りおりに不便を感じているということを知っておりますので、今後、事業者と相談をして利用しやすい方法を考えていきたいというふうに考えております。

次に、同じくデマンドタクシーの、利用者に応じた運行サービスの徹底は、町が事業者積極的に口を挟めるのか、指導ができるのかという質問でございました。

運行を委託しているのは町でございます。運行事業者に対して、指示監督する責務があります。個々の利用者に応じた運行サービスを図るよう、事業者に指導をしていきたいというふうに考えております。

次に、この事業でボランティアの活用ができないかという御質問だったと思います。

そこで、本町におきましては、NPOといったボランティア団体や市民活動団体が有償で行っている事例もありますが、当町におきまして、まだそういうふうな組織がありませんので、現状では若干難しいのかなというふうに考えております。

次は、同じくデマンドタクシーの関係で、町が業務委託しているタクシー会社のタクシーが業務委託時間中、他のタクシー業務ができるのか、契約はどうなっているのかという御質問でございました。

運行の業務時間は、午前7時30分から午後4時であります。この時間の小型タクシー4台、ジャンボタクシー1台を借り上げる契約となっております。この業務時間中での他のタクシー業務はできないことになっております。

次に、議会議決の「官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議」の遵守について、企画財政課やそれぞれの公共事業の発注元であるそれぞれの課において、請負業者への説明をしているかという質問でございました。

平成18年6月19日の議会におきまして「官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議」が可決され、平成18年8月30日発行の宝達志水町議会だよりで、町民の皆様にお知らせをしております。

議決後、企画財政課では、入札に参加する業者に対して、入札会において「官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議」が可決され、議員の三親等以内の方が経営する企業と契約をしないこと。また、請負契約の範囲については、下請、孫請までとするということを口頭で周知いたしているところでございます。

次に、実際の遵守状況はどうかという御質問でございました。

指名競争入札については、契約・手続委員会において関係業者を指名しておりません。また、随意契約は、各発注担当課に諮る案件が多いのでございますが、それについても関係業者との契約はありません。

○議長（近岡義治君） 環境安全課長 高松守成君。

〔環境安全課長 高松守成君 登壇〕

○環境安全課長（高松守成君） 環境安全課でございます。小島議員の御質問にお答えいたします。

羽昨郡市にかかわる活断層の位置をどのように見ているかということで、県内には現在49カ所の活断層が確認されております。羽昨郡市に存在しているものとして、活断層が連続した形で構成している大きな断層帯は、邑知潟断層帯が挙げられます。

本断層帯は、かほく市、羽昨、七尾にかけての丘陵地帯を断ち切るように、南西から北東に延びる眉丈山第1・第2断層、石動山断層などから成る、全体延長としまして44キロに及ぶ断層帯となっております。そのほか、高浜断層は約2キロあると聞いております。

次に、国調査における活断層があるかについては、国内における主な断層帯や海溝型地震の調査・研究を実施している機関として、文部科学省所管の地震調査研究推進本部があります。

現在、県では当該機関に対し、能登半島地震の発生を踏まえ、陸域、海域を問わず、すべての活断層の位置、規模調査実施、能登半島、北信越地方を中心とした日本海沿岸地域の地震発生の予測調査、活断層における地震発生メカニズムの調査・研究の早急な実施を

要望したと聞いておりますが、調査箇所につきましては把握しておりません。

また、今後、町としても県へさらなる調査・研究の実施を要望するよう働きかけていきたいと考えております。

次に、原発（志賀原発）震災の可能性をどう受けとめているかにつきましては、能登半島地震では、志賀原子力発電所を設計する際に用いた基準を超えた震度を記録しましたが、発電所内での安全上重要な設備については、損傷がなかったとの報告を受けております。

しかし、北陸電力では新潟県中越沖地震の発生を踏まえ、さらなる施設の耐震補強工事を実施しており、震災に備えた各種の安全対策を推進しているものと認識しております。

今後も引き続き、より安全性を高める対策を継続していくよう求めていきたいと考えております。

次に、兵庫県南部地震などの国内の最近の大きな地震後の緊急対策をどう評価しているか。1995年に発生した兵庫県南部地震以後、日本全国で大きな地震が相次いで発生し、多くの生命、財産が失われているという苦しい経験をする一方で、これらの地震を教訓にし、地震への予防対策、地震発生直後の応急対策及び復興対策へ生かされていることと思っております。

本町においても、今後、能登半島地震を初めとする過去の地震の教訓を生かした対策の検討を講じていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（近岡義治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

○健康福祉課長（柏崎三代治君） 私の方から、後期高齢者医療制度について、小島議員の質問にお答えいたしたいというふうに思います。

まず、国保制度との違いの中で、保険料についてでございます。

国民健康保険は、均等割、平等割、所得割、試算割により世帯単位で賦課されるのに対しまして、後期高齢者医療は、均等割、所得割により個人単位で賦課されることとなります。そういった中で算定方式が異なっております。そのため、各世帯の世帯構成、また、所得状況や固定資産の所有状況等が違うため、単純にどちらの保険が高いとか、多くなるかということ、この場においては言えませんのでよろしくお願いたしたいというふうに思います。

それと、滞納した場合、国保と後期高齢者医療制度の違いはということでございますけ

れども、国保につきましては、先ほど議員が言われたとおり、資格証明書の発行はございません。これに対しまして、後期高齢者医療制度におきましては、法において資格証明書を発行するということが定められております。

この後期高齢者医療制度での被保険者間の公平の確保と制度に対する信頼を維持していくために、保険料を滞納した方につきましては、納めていただくよう、また働きかけていきたい。それでもなお、納めていただけない方に対しましては、資格証明書を発行するという形になります。しかし、発行の際につきましては、被保険者の状況を十分把握した上で慎重に広域連合と協議してまいりたいというふうに考えております。

次に、診療報酬上の差別はないかということでございます。

確かに、後期高齢者医療制度の創設に当たっては、対象者となる高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるよう、国でと言いますけれども中央社会保障医療協議会の方で検討されております。そういった中におきまして、今新しくいろいろなものが検討されているということを聞いておりますので、今後の推移を見守っていきたいというふうに考えております。

それと、次におきましては、制度の見直し等を求める意見書の可決や請願の採択を行った地方議会の数についてのお尋ねでございます。

先ほど、議員が言われたとおり、私どもの方といたしまして、情報については一部295というような数字が報じられているということを聞き及んでおります。

また、日本医師会につきまます後期高齢者医療制度について、どういう見解かということでございます。

これにつきましても、当町としてもなかなか情報を得ることが難しいものですが、インターネット等によりまして、2007年2月に日本医師会の方におきまして、後期高齢者医療制度についての日本医師会の考え方ということが出ておりました。その中におきましては、保険料は応能負担、一部負担は一律にするとか、地域ごとの特例診療報酬の設定回避などいろいろな項目が8項目ほどございました。

そういった中におきまして、高齢者の単独世帯、老夫婦だけの世帯の増加、心身の特性に配慮した制度の実施に向けた姿勢がうかがえますけれども、さらに新しい情報を待ちたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（近岡義治君） 12番 小島昌治君。

[12番 小島昌治君 登壇]

○12番（小島昌治君） 2点だけ再質問させてください。

デマンドタクシーですけれども、この前全協で資料を示されて、値上げのことも示唆されたんですけれども、実際、今町長の答弁をお伺いしていましたら、それは決定ではなくて、今後、町民との間の委員会かそういうところにかけて聞いていくと。そして、まず値上げありきではないというふうに私は判断したのですけれども、それでいいのかどうかということをお聞かせください。

もう一つは、後期高齢者医療制度なんですけれども、課長は今、保険料についてはどちらが高くなるかどうか一概には、個人的にはそうなんです。安くなる人もいます。高くなる人もいます。ただ、全体的にどうかというと、先ほど言いましたように、これは県全体でやる制度ですから、平成18年度の国民健康保険税の保険額が先ほど紹介しましたように、平均が7万4,455円です。ここには、先ほど言いましたように最高保険税、要するに56万円払っている人もたくさんいます。そういう方々も含めて7万4,455円なんです。

ところが、今度75歳以上の方だけになるんでしょう。本来保険税が少ない方々ですよ。その方々の平均が8万4,564円なんです。約1万円高くなるんです。それはどうかといったら、今の国民健康保険税よりもぐっと上がる、または払う必要がなかった方々も払うことになるんですけれども、高くなるのは明らかじゃないでしょうか。そのために、町長、先ほど今後の推移を見守りたい、この推移によって意見とか上げていきたいと言われたんですけれども、実はそんな段階ではないんです。

先ほど御紹介したように、県とか市町村とかでもうこれをつかんで、ここはこの方向は困るんやと先に言っているんですね。その中で凍結とかが出てきているんですけれども、やる前に凍結が出てきているんですけれども。ですから、もうちょっと推移を見るという受け身ではなくて、高齢者の安全と命を守るためにも、積極的にどンドン口を出していただきたいと。高齢者の命や安全にとって、この制度自体が大問題であれば、早く見つけていただいてどンドン意見を言っていただく。それをもう一回お聞きしたいと思って、この2点について町長にお聞きします。

○議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

[町長 中野茂一君 登壇]

○町長（中野茂一君） 再質問でございます。

デマンドタクシーの件につきましては、先ほど申したとおり、町の財政も大変厳しいと

いうことを認識していただきたいと思います。また、デマンドタクシーそのものも、やはり多額の経費を伴っているということも認識していただきたいと思います。

そういう中で、このデマンドタクシー運営を維持するか、あるいはまた、先ほど私はいろんな事業を見直ししなければいけないと言ったわけですので、せつかくこの制度を導入したんですから廃止するわけにもいきません。そうなれば、この事業を運営・運行するためにどうあるべきかということ十分に、町の地域交通会議というのがございました。その会議で実情を報告して、最終的にこのデマンドタクシーの個人負担の適正か、適正でないかということ議論して決めていきたいということをお願いしたのであって、必ずしも上げないということをお願いしてはございませんので、御理解賜りたいと思います。

それから、後期高齢者医療制度の件につきましては、先ほど申したとおり、私はやはり制度は制度として眺める必要もあると思います。その中で、問題ある点につきましては、十分にその制度の見直し、あるいはまた充実を求めていくのが一つの方法ではないかということを考えて、先ほどの答弁をさせていただいたわけですので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（近岡義治君） 以上で、通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎決算特別委員会委員長報告

○議長（近岡義治君） 日程第19 委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました認定第1号 平成18年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成18年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定9件について、決算特別委員長から審査の経過並びに結果について報告をお願いします。

決算特別委員長 岡野 茂君。

〔決算特別委員長 岡野 茂君 登壇〕

○決算特別委員長（岡野 茂君） 決算特別委員会委員長報告。

平成19年第3回宝達志水町議会定例会において付託されました認定案件について、去る11月5日、6日の両日に決算特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め、審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

今特別委員会は、2日間にわたり熱心な審査が行われました。

本委員会に付託されました決算認定案件は、認定第1号から認定第9号までの9件であります。

付託のありました9会計の決算審査に当たりましては、決算書及び決算附属書類を初め、主要施策の成果などの説明書や支出命令書を参考としながら、関係法規に適合しているか、計数的正誤、将来の財政運営にどのように反映させるかを主眼に、町執行部からの詳細な説明を求めながら慎重に審査いたしました結果、各会計とも適正かつ正当なものと認められました。

よって、採決の結果、認定第1号から認定第9号までの9件は、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、次の点について指摘・要望がありましたので、これらの項目について十分に検討の上、今後の予算編成とその執行に当たっては、適切に対処されるよう要望いたします。

- 1、税・使用料の徴収に当たっては、未納防止に努められたい。
- 2、ケーブルテレビの加入促進を図るとともに、魅力ある番組の編成に努められたい。
- 3、空洞化を来さぬよう、今後も職員の適正管理に努められたい。
- 4、地域に合った効率的な町内交通システムの一元的検討を進められたい。

この4点であります。

元気な日本経済を実現するには、個性と魅力ある元気な地方に支えられて実現するしかありません。しかし、地方の財政状況は厳しい環境にあり、本町財政運営に当たっても、中長期的な視点に立って創意と工夫を凝らすことが重要であります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますよう、お願いを申し上げます。決算特別委員会委員長報告といたします。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（近岡義治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（近岡義治君） 次に、委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成18年度の決算についての討論を行います。反対するものは、一般会計と介護保険会計、この2点であります。

平成18年度という年は、町民にとってどんな年だったでしょうか。高齢者の方々にとっては本当にひどい年でありました。外出支援サービスの町独自の取り組みでの大きな前進はありましたが、所得税の老年者控除の廃止が行われたのはこの年ですし、年金控除の見直しも行われました。定率減税の見直しが行われたのもこの年。また、住民税の老年者非課税措置の廃止などがあったのもこの年でありました。

前年度と所得が同じなのに、税金や公共料金をお知らせする役場からの通知の数字が余りにも高過ぎて、コンピューターの間違いだと思って役場に問い合わせを多くしてきたのもこの年でありました。こういう中においては、町が支給していた高齢者福祉金は、高齢者の方々の所得保障的な役割を担っておりましたが、町はこれを廃止しました。

町行政にとっても大変な年でありました。国は、三位一体改革で国からの国庫負担事業を交付税化し、その交付税自体も切り下げる仕組みをつくったのであります。

町の子供たちにとってはどうでしょう。子供の医療費の助成範囲が3年生まで広がったりしましたが、子供たちが日本一おいしいと言っていた学校給食が、調理部門の民間委託がなされました。目的は、子供の給食づくりにかかる費用の削減でありました。

この民間委託が行われた次の年から、国では小中学校での食育が位置づけられ、大きくクローズアップされたのは皮肉的でありました。学校給食にかかわる職員も教育者であります。それを民間委託してしまったのですから大変な問題であります。

だから、世間では、小中学校における食育が叫ばれて、保護者や全町民・市民を巻き込んだ食育の運動が行われているときに、宝達志水町の食育の取り組みが、どうも食堂棟をつくることに大幅な力をさいているように見えるのはそのためではないでしょうか。子供たちに言わせれば、食堂棟をつくってくれたよりも、割れたガラスをダンボールではなくてガラスを入れてほしい、こういう意見が述べられたことは、私にとってはショックでも

ありました。

また、心身障害児の扶養手当支給条例を廃止したのもこの年で、障害者自立支援法とのかかわりでも、廃止してはいけない制度を廃止したことは重大であります。国の政治の流れをつかみ、削ってはいけない予算を把握されることを願うものであります。

国民健康保険会計についてですが、旧両町の国保税の統一に際して、合併公約どおり低い方に合わせ、それが立派にやられているだけでなく、そのことが川北町に次いで県内で最も国保税の滞納世帯が少ない自治体になっている原因とも言えるのではないのでしょうか。評価するものであります。

下水道事業特別会計についてですが、旧押水町出身の私にとっては非常に驚かされる会計でありました。何が違うかという、下水道の事業費が旧押水町のそれと比べ、3分の1から4分の1の予算で同じ事業が行われているということでありました。合併浄化槽の採用が影響しているものであります。このことも評価するものであります。

次に、平成18年度の介護保険会計についてであります。介護保険料が住民税の増税の影響と介護保険法の改悪で、介護保険料が大幅な引き上げになる町民がたくさんおられました。高齢者に一層の負担増を強いる会計を承認することはできません。

以上。

○議長（近岡義治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

認定第1号 平成18年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

認定第1号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長（近岡義治君） 次に、認定第2号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長（近岡義治君） 次に、認定第3号 平成18年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長（近岡義治君） 次に、認定第4号の表決は起立により行います。

認定第4号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

○議長（近岡義治君） 次に、認定第5号 平成18年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長（近岡義治君） 次に、認定第6号 平成18年度宝達志水町下水道事業特別会計歳

入歳出決算の認定について、本案を決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長（近岡義治君） 次に、認定第7号 平成18年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について、本案を決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長（近岡義治君） 次に、認定第8号 平成18年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について、本案を決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長（近岡義治君） 次に、認定第9号 平成18年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について、本案を決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

◎委員会付託

○議長（近岡義治君） お諮りいたします。

議案第55号から議案第65号までの議案16件、請願2件は、議案審査付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第55号から議案第65号までの議案16件、請願2件は、議案審査付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（近岡義治君） お諮りします。委員会審査のため、明12月15日から12月20日までの6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明12月15日から12月20日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（近岡義治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、次回は12月21日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後2時55分散会

平成19年12月21日（金曜日）

◎出席議員

1 番	萩 山 恭 子	8 番	守 田 幸 則
2 番	柴 田 捷	9 番	北 本 俊 一
3 番	津 田 勤	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
副 町 長	中 江 映
収 入 役	齊 藤 喜久治
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情 報 推 進 室 長	田 村 淳 一
企 画 財 政 課 長	中 村 清 康
住 民 課 長	太 田 永 作
税 務 課 長	高 下 良 博
環 境 安 全 課 長	高 松 守 成
健 康 福 祉 課 長	柏 崎 三 代 治
農 林 水 産 課 長	鍛 治 一 良
建 設 課 長	土 上 猛
上 下 水 道 課 長	上 井 信 昭

学校教育課長 松田正晴
生涯学習課長 源大恵
会計課長 藤本和善
志雄病院事務局長 米谷勇喜

◎議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 委員長報告に対する質疑

日程第3 討 論

日程第4 採 決

(追加日程)

日程第1 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第2 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第3 発議第4号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書につ
いて

日程第4 質 疑

日程第5 討 論

日程第6 採 決

日程第7 中学校建設特別委員会の設置および委員の選任

日程第8 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○副議長（中谷浩之君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、12月14日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○副議長（中谷浩之君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各常任委員会に付託いたしました議案について、審査の経過並びに結果について各常任委員長より報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長 川崎與一君。

〔産業建設常任委員長 川崎與一君 登壇〕

○産業建設常任委員長（川崎與一君） それでは、御報告申し上げます。

今定例会において、当委員会に付託されました案件については、12月17日に産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、果樹・花木の破砕機での処分、また、下水道事業の借りかえ金融機関等に関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局からは細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案3件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における附帯意見として、冬期を迎え、住民の交通確保を図るため、除雪対策には十分配慮されたいとの意見が出されました。

委員会閉議の後、下水道事業や農業関係事業の現地視察を行い散会いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告申し上げます。

以上、当委員会に付託されました審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げ、委

員長報告といたします。

○副議長（中谷浩之君） 次に、教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（林 一郎君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、12月18日、教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりでございます。

委員会では、インフルエンザ予防接種、そして体育館の利用実態、保育所統合計画策定時の現場意見等に関する質疑があり、慎重な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を審査した結果、議案5件は原案のとおり可決すべきものと決定し、請願第1号の後期高齢者医療制度は超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系を実現するために創設された制度であること。また、請願第2号は、この制度を実現するには財源を必要とし、年金を掛けていない人も一律に受給することから不公平感が生じることから、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。委員長報告といたします。

○副議長（中谷浩之君） 次に、総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

○総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、12月19日に総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、町補助の時期及び補助率規定、そしてケーブルテレビの番組編成及び加入促進や前納報奨金の実績及び県内の状況等に関する多くの質疑があり、活発な審査が行わ

れました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案5件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における附帯意見として、ケーブルテレビ事業に関し、十分な職員研修ができる体制で番組の充実を図り、加入促進に努められたいとの意見が出されました。

委員会閉議の後、木質バイオマス発電の建設現地視察を行い散会しました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務常任委員長報告といたします。

○副議長（中谷浩之君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○副議長（中谷浩之君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○副議長（中谷浩之君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○副議長（中谷浩之君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に上程されました議案と請願2件に対する討論を行います。

一般会計補正予算案は、産地競争力強化補助金の支出で、当町の重点品目である柳の加工事業への補助金であり評価するものであります。

また、中学校教育支援費で、要保護生徒や準要保護生徒援助費が当初計上した予算を上

回ったために、補正予算が提案されているものであります。援助世帯がふえているということであり、自民党・公明党政治によって貧困と格差が広がる社会情勢を正しく反映しています。

この援助費が若者の子育て支援という角度で見ると、非常に重要な役割を担っています。特に準要保護の規定である生活保護基準の1.5倍までという基準は、子育て最中の若い親を励ましています。この基準をさらに広げることを進言し、一般会計補正予算案の賛成討論とします。その他の予算関係の議案についても賛成いたします。

反対する議案は、議案第64号の町税条例の一部を改正する条例案についてであります。いわゆる前納報奨金制度を廃止する条例改正案です。

この制度は、納税意欲の高揚と徴収事務の軽減などを目的に創設されたものであり、その目的が達成されたから廃止しようという説明がありました。しかし、本当にその目的が達成されたのかどうかの資料は一切議会には提出されていません。廃止する側が、廃止するために達成したと言っているにすぎないとみなされても仕方がないのではないのでしょうか。それは、ささやかな節税目的で前納しているという町民が存在していることから明らかであります。実態に基づかない町民利益の切り捨てに反対するものであります。

次に、請願2件について討論を行います。

まず、「後期高齢者医療制度」の来年4月からの実施の中止を求める意見書の採択を求める請願についてであります。

議会の一般質問や委員会での請願説明でも明らかにしましたが、後期高齢者医療制度は高齢者にとって百害あって一利なし、こういう制度であります。

まず、その保険料についてですが、年金から天引きされます。そして、所得が低くて、現在、息子さんや娘さんの社会保険の保険証に入って、保険料を納めなくてもよかった高齢者に大きな保険料を課す制度であるということでもあります。同時に、現在国民健康保険制度に加入されている高齢者にも負担がふえる保険料であるということです。

現在、石川県の1人当たりの国民健康保険税が平成18年度決算で約7万4,455円です。これが後期高齢者医療保険制度に移行されたら、平均保険料が1万円以上値上げされ、8万4,564円になります。加えて、確実に2年ごとに保険料が高くなる仕組みであります。

また、現在、宝達志水町の国民健康保険に加入されている、年間年金の額が170万円のひとり暮らしの75歳の高齢者がこの制度に入ったら、保険料は幾らから幾らになるでしょうか。この方の現在の国民健康保険税額は年間2万3,700円です。ところが、後期高齢者

医療制度に来年度から、このままではいや応なく入れられてしまいますが、後期高齢者医療の保険料が4万9,700円となります。今の国民健康保険税の2倍以上になるのであります。

医療の中身も、75歳になったら差別される方向が打ち出されています。

ことし10月4日に厚生労働省が策定した「後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子」を読みますと、この診療報酬体系を通じて、複数医療機関での受診の是正、検査、投薬の制限、在宅みとりなどを推進するとしています。つまり、医療にお金がかかる後期高齢者にはなるべく医療を受けさせず、終末期は病院から追い出そうというのであります。だから、後期高齢者医療制度を知った全国の290を超える自治体で反対の決議がされています。

この後期高齢者制度は、自民党・公明党政府が国会で昨年強行した制度ですが、和歌山県の御坊市では、御紹介しましたが、自民党系の市議員と公明党の市議員が後期高齢者医療制度を「すべての高齢者に保険料を求め、診療報酬体系を別建てにして格差医療を押しつけ、保険料を払えない人から保険証を取り上げる制度」、こういって批判し、凍結・廃止を求める連判状を県選出の国会議員に提出する事態も起こっています。ある老人会の会長は「戦後頑張って働いてきた私たちが今、国から捨てられようとしている。悔しい」と言って声を詰まらせました。

高齢者を邪魔者扱いし、切り捨てるこの制度の中止・廃止を求めるのが我々町会議員の役割ではないでしょうか。教育厚生常任委員長は、この制度の中止を国に求めないとの報告でしたが、ぜひ中止の決議が上がりますことを求めるものであります。

次に、最低保障年金制度の創設を求める意見書の採択を求める請願についてであります。

世界の資本主義国であれば、御存じだと思いますが、最低保障年金があるのは常識です。定年後の60歳からの安定した生活保障に国と企業が責任を持つというのが、資本主義社会存続の必要条件であります。だから、国連が日本政府に対して、最低保障年金を創設することをわざわざ勧告しているのであります。こんなことを勧告されているのは、世界では日本政府ぐらいではないでしょうか。資本主義社会の常識をも守ることができない自民党・公明党政治は、政治的衰退がきわまった末期的な姿だと指摘せざるを得ません。

全国の市長会でも、最低保障年金制度の要望を国に提出いたしました。ぜひ、この請願が宝達志水町議会で採択されることを求め、討論を終わるものであります。

以上。

○副議長（中谷浩之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○副議長（中谷浩之君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○副議長（中谷浩之君） これより採決に入ります。

議案第55号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）から議案第61号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）までの議案7件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第55号から議案第61号までの議案7件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（中谷浩之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第61号までの議案7件は原案のとおり可決されました。

○副議長（中谷浩之君） 次に、議案第62号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について及び議案第63号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての両案を一括して採決します。

両案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第62号及び議案第63号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（中谷浩之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号及び議案第63号は原案のとおり可決されました。

○副議長（中谷浩之君） 次に、議案第64号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中谷浩之君） 起立多数です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されま

した。

○副議長（中谷浩之君） 次に、議案第65号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（中谷浩之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○副議長（中谷浩之君） 次に、請願第1号 後期高齢者医療制度の「来年4月実施の中止を求める」意見書の採択を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号は採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中谷浩之君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択と決定しました。

○副議長（中谷浩之君） 次に、請願第2号 「最低保障年金制度の創設を求める意見書の採択」を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号は採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中谷浩之君） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択と決定しました。

議長が到着しましたので、この後の議事は議長が行うことといたします。

議事都合により暫時休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時15分再開

○議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（近岡義治君） お諮りします。ただいま諮問2件、議会議案1件及び中学校建設特別委員会の設置及び同委員の選任についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎追加提出議案の上程・説明

○議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

○町長（中野茂一君） ただいま12月議会提出案件11件につきまして可決賜りまして、厚くお礼申し上げます。

今定例会に追加にて御提案いたします案件2件につきましては、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現在、人権擁護委員を務められている山元忠治氏と横山信幸氏の任期が来年3月31日で満了となりますことから、新たに諮問第2号といたしまして、宝達志水町上田ワ16番地、宮本 満氏を、また、諮問第3号といたしまして、宝達志水町小川ハ78番地1、広橋 賢氏をそれぞれ人権擁護委員として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期満了を迎えられます山元氏及び横山氏には、これまで長きにわたり、人権擁護委員として人権侵犯の監視と救済、そして自由人権思想の普及高揚に御尽力されましたことに、深く感謝を申し上げたいと存じます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（近岡義治君） 次に、2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

○2番（柴田 捷君） ただいま上程されました発議第4号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

道路は、日常生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、道路の整備を着実に進める必要があります。また、能登半島地震では、災害に強い道路整備が浮き彫りとなったところであります。

特に代替交通手段の乏しい地方部では、道路が地域振興と住民の安全・安心な生活を図る上で必要不可欠なものとなっております。

この道路整備に充てる道路特定財源の暫定税率は、平成20年春に適用期限が到来することとなっておりますが、昨年の閣議決定では、「平成20年度以降も、暫定税率も含め、現行の税水準を維持する」こととされております。

高齢化、少子化が進展する中、活力ある地域づくりを推進し、安全で安心できる地域の実現を図るため、地方道路整備はより一層、重要となっております。

そのため、道路整備に必要な安定した財源を確保し、おこなっている地方道路整備を積極的に進められるよう要望するものであります。

議員各位には御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎採 決

○議長（近岡義治君） お諮りします。諮問第2号及び諮問第3号は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号及び諮問第3号は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

それでは、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（近岡義治君） 次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎質 疑

○議長（近岡義治君） 次に、追加日程第4 議案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（近岡義治君） 追加日程第5 討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 議会議案第4号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書案について、反対討論を行います。

この12月議会開会中の12月17日、北陸中日新聞紙上で共同通信社が15、16両日に実施した世論調査が発表されておりました。タイトルは「内閣支持率世論調査の結果」とあります。そこには、福田内閣の支持率が35%に落ち込み、支持しない方が47.6%になったという中身もありますが、調査項目の（問8）と（問9）に、今回議会議案として上程された道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する国民の思いが出されておりました。

つまり、ガソリン料金の中に含まれている1リットル約25円のガソリン税などの上乗せ分が道路特定財源に充てられていますが、これをなくしてガソリンや灯油の料金を引き下げてほしいという声が多いのか、それともガソリン料金などを引き下げないで、道路をつくってほしいという声が多いのかを調べた結果であります。

ガソリンや灯油の引き下げを求めた声は75.4%に対し、ガソリンは高くても道路をつく

ってくれという声は17.7%でありました。

また、道路特定財源の一般財源化に賛成という人は50.8%、このままでいいという声は38.3%と少数でありました。

宝達志水町でも結果は大差はないと考えます。町民生活よりもむだな道路づくりを優先させる道路特定財源の存在自体はすべて一般財源化すること。ガソリン税などの暫定税を暫定の名のおり、もう廃止すること。このことを強く求め、この意見書提出に反対するものであります。

以上。

○議長（近岡義治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

発議第4号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書についてを採決します。

発議第4号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎中学校建設特別委員会設置及び委員の選任

○議長（近岡義治君） 次に、追加日程第7 中学校建設特別委員会設置及び同委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。本町の重要課題である中学校建設に向けて取り組むため、7名の委員で構成する中学校建設特別委員会を設置し、閉会中も継続調査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。よって、7名の委員で構成する中学校建設特別委員会を設置し、閉会中も継続調査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました中学校建設特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

ただいまお手元に配付しました名簿のとおり指名することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、ただいま指名いたしましたとおりに選任することに決定いたしました。

ここで委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時39分再開

○議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩中に中学校建設特別委員会が開催され、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、委員長及び副委員長が互選されましたので御報告いたします。

中学校建設特別委員会の委員長、北 信幸君、副委員長、金田之治君、以上のとおりであります。

◎各委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（近岡義治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（近岡義治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成19年第4回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後 3 時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 岡 義 治

副 議 長 中 谷 浩 之

署名議員 林 一 郎

署名議員 守 田 幸 則